



2018年7月20日

各 位

インフラファンド発行者名
 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
 代表者名 執行役員 三原 淳一郎
 (コード番号 9283)

管理会社名
 アールジェイ・インベストメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 三原 淳一郎
 問合せ先 取締役財務管理部長 松尾 真次
 TEL: 03-5510-8886

国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関するお知らせ

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する管理会社であるアールジェイ・インベストメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、本日、国内インフラ資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得及び貸借を行うことについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、取得予定資産の内、下記「1. 取得の概要」に記載のS-19（設備部分）、S-21、S-22及びS-24以外の物件の売主は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含み、以下「投信法」といいます。）第201条に定める利害関係人等及び本管理会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める本投資法人の利害関係者に該当することから、本管理会社は投信法第201条の2に基づき、本日開催の本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を取得するとともに、同規程に基づく自主ルールに則り、必要な審議及び決議を経ています。

記

1. 取得の概要

物件番号 (注1)	物件名称	所在地(注2)	取得予定価格(注3) (百万円)
S-18	北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所(注4)	北海道芦別市	1,517
S-19	北海道苫小牧市柏原太陽光発電所	北海道苫小牧市	837
S-20	宮城泉区実沢太陽光発電所	宮城県仙台市泉区	1,079
S-21	三重伊勢市赤目太陽光発電所	三重県伊勢市	846
S-22	三重伊勢市岡山太陽光発電所	三重県伊勢市	351
S-23	三重平生太陽光発電所	三重県度会郡度会町	265
S-24	一関市金沢第二太陽光発電所	岩手県一関市	866
S-25	宮城登米市米川太陽光発電所	宮城県登米市	270
合計(8物件)			6,031

- (注1) 「物件番号」は、太陽光発電設備についてはSと分類し番号を付しています。以下同じです。
- (注2) 「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- (注3) 「取得予定価格」については、後記「3. 取得予定資産の内容(1)取得予定資産の概要」をご参照ください。なお、百万円未満を切り捨てて記載しています。以下同じです。
- (注4) 北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所は個別に設備認定を取得した3ヶ所の発電所から構成されていますが、各発電所が、共通の所有者の所有する近隣の土地に設置されていることに鑑み、一体として取り扱うこととし、一つの物件として取得してま

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

す。以下同じです。

- (1) 取得決定日 : 2018年7月20日
- (2) 売買契約締結日 : 2018年7月20日
- (3) 取得予定日 : 2018年8月10日(引渡決済日)
- (4) 取得先 : 後記「4. 取得先の概要」をご参照ください。
- (5) 取得資金 : 本日開催の本投資法人の役員会にて決議された新投資口発行による手取金(注1)及び借入金(注2)
- (6) 決済方法 : 取得予定日に全額支払

(注1)当該手取金の詳細につきましては、本日付で公表の「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

(注2)当該借入金の詳細につきましては、本日付で公表の「資金の借入れに関するお知らせ」をご参照ください。

2. 取得及び貸借の理由

本投資法人の規約に定める資産運用の方針に基づき、資産規模の拡大及びキャッシュフローの安定性向上を実現するため、取得予定資産の取得及び貸借を決定しました。

取得予定資産の取得により、本投資法人の資産規模(取得(予定)価格ベース)は約201億円となり、上場後1年半以内に上場時の約2.4倍に成長する見込みです。また、取得予定資産の取得により、本投資法人の保有資産の地域分散はさらに進展し、本投資法人のキャッシュフローの安定性を向上させる見込みです。本投資法人は、今後もスポンサーからのパイプラインサポート等を活用することにより、着実な資産規模の拡大及びキャッシュフローの安定性向上を図ります。

個別物件の詳細については、後記「3. 取得予定資産の内容」をご参照ください。

なお、各物件のオペレーターに関しては、2018年4月27日付で公表した「内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書」に記載のオペレーター選定基準に合致しています。

3. 取得予定資産の内容

(1) 取得予定資産の概要

以下の表は、各取得予定資産の概要を個別に表にまとめたものです(以下「個別物件表」といいます。)。かかる個別物件表をご参照いただくに際し、そこで用いられる用語は以下のとおりです。個別物件表はかかる用語の説明と併せてご参照ください。

なお、時点の注記がないものについては、原則として、2018年5月31日現在の状況を記載しています。

(イ) 「取得予定価格」について

「取得予定価格」は、各取得予定資産の売買契約に定める売買金額(資産取得に関する業務委託報酬等の取得経費、固定資産税、都市計画税、消費税等相当額及びその他手数料等を除きます。)を記載しています。

(ロ) 「特定契約の概要」について

- ・「特定契約の概要」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における特定契約の内容を記載しています。
- ・「認定事業者」、「買取電気事業者」、「買取価格」及び「受給期間満了日」は、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の特定契約の内容を記載しています。なお、「買取価格」は、特定契約上において当該買取電気事業者が電力を購入する際の1kWh当たりの電力量料金単価として規定された価格を指すものとし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額を記載しています。

(ハ) 「所在地」について

「所在地」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地(複数ある場合にはそのうちの一つ)の登記簿上の記載に基づいて記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産(太陽光発電所)の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



(二)「土地」について

- ・「地番」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・「用途地域」は、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。以下「都市計画法」といいます。）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類又は都市計画法第7条に掲げる区域区分の種類を記載しています。また、都市計画区域に指定されているが都市計画法第7条に掲げる区域区分がなされていないものは「非線引都市計画区域」、都市計画区域に指定されていないものは「都市計画区域外」とそれぞれ記載しています。
- ・「面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・「権利形態」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地に関して本投資法人が保有する予定の権利の種類を記載しています。

(ホ)「設備」について

- ・「認定日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。以下「再エネ特措法」といいます。）第6条第1項に基づく設備認定を受けた日を記載しています。なお、各取得予定資産については、いずれも2017年4月1日付で電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正後の再エネ特措法第9条第3項に基づく認定を受けたものとみなされています。
- ・「供給開始日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備が運転（ただし、試運転を除きます。）を開始し、当該時点の特定契約に基づき最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を記載しています。
- ・「残存調達期間」は、各取得予定資産に係る当該資産の取得予定日である2018年8月10日から調達期間満了日までの期間を月単位で切り捨てて記載しています。
- ・「調達期間満了日」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における調達期間の満了日を記載しています。
- ・「調達価格」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における調達価格（ただし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を除きます。）を記載しています。
- ・「パネルの種類」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの発電素子を記載しています。
- ・「パネル出力」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの最大出力を記載しています。
- ・「パネル設置数」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールの設置枚数を記載しています。
- ・「パネルメーカー」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備における太陽電池モジュールのメーカーを記載しています。
- ・「パワーコン供給者」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備におけるパワーコンディショナーのメーカーを記載しています。
- ・「EPC業者」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の建設に係る工事請負業者を記載しています。
- ・「発電出力」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備の太

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



陽電池モジュール容量とPCS容量のいずれか小さい方の数値を記載しています。

- ・「想定年間発電電力量」は、発電所稼働1年目、10年目及び20年目の、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値としてイー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての年間の発電電力量を記載しています。
- ・「想定設備利用率」は、発電所稼働1年目、10年目及び20年目の、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値としてイー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての年間の想定設備利用率を記載しています。
- ・「架台基礎構造」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」の記載等に基づき、各取得予定資産に係る太陽光発電設備におけるモジュール架台基礎構造を記載しています。
- ・「権利形態」は、各取得予定資産に係る太陽光発電設備に関して本投資法人が保有する予定の権利の種類を記載しています。

(へ) 「担保設定の有無」について

「担保設定の有無」は、各取得予定資産につき、本投資法人が取得後に負担することが予定されている担保の有無を記載しています。

(ト) 「オペレーター」について

「オペレーター」は、各取得予定資産の取得予定日においてオペレーターとなる予定の会社を記載しています。

(チ) 「O&M業者」(本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保守管理等の業務を行う業者をいいます。以下同じです。)について

「O&M業者」は、各取得予定資産の取得予定日において、主要なO&M業務に関して有効なO&M契約を締結する予定の業者を記載しています。

ただし、リニューアブル・ジャパン株式会社がオペレーターとなる場合は、オペレーターとして行う業務にO&M業務が含まれるため、O&M業者の欄には、リニューアブル・ジャパン株式会社を記載しています。

(リ) 「特記事項」について

「特記事項」の記載については、原則として、2018年5月31日現在の情報をもとに、個々の資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項の他、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。

(ヌ) 「基本賃料の内訳」について

「基本賃料の内訳」は、賃貸借契約に定める各年目の基本賃料の金額を、発電所毎の各年目の予想発電収入額に応じて按分した金額を記載しています。

(ル) 「本物件の特徴」について

「本物件の特徴」は、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」、PwCサステナビリティ合同会社作成の「バリューチェーンレポート」及び一般財団法人日本不動産研究所又はシービーアールイー株式会社作成の「不動産鑑定評価書」の記載等に基づき、また、一部において本管理会社が入手した資料に基づいて、各取得予定資産の基本的性格、特徴、その所在する地域の特性等を記載しています。当

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



該報告書等は、これらを作成した外部の専門家の一定時点における判断と意見に留まり、その内容の妥当性及び正確性等を保証するものではありません。なお、当該報告書等の作成の時点後の環境変化等は反映されていません。

(ヲ)「過年度の発電状況」について

「過年度の発電状況」は、各取得予定資産の現所有者等から提供を受けた数値及び情報をもとに記載しています。「実績売電量」は、買取電気事業者が発行する「購入電力量のお知らせ」等の明細に記載された購入電力量に基づき、当該月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち単純な日数による日割にて計算した当該月内の電力量の合計額を記載しています。なお、かかる売電量の算出方法は、各取得予定資産を取得後に本投資法人が採用する方法とは異なる可能性があります。

なお、過年度の発電状況は、将来の発電量を担保、保証又は予測するものではありません。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

S-18	北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所	分類	太陽光発電設備等	
資産の概要				
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産			
取得予定日	2018年8月10日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備	
取得予定価格	1,517,000千円	特定契約 の概要	認定事業者（注1） 日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	
発電所の評価価値 （価格時点）	1,213百万円 ～1,700百万円 （2018年5月31日）		買取電気事業者 北海道電力株式会社	
土地の鑑定評価額 （価格時点）	169百万円 （2018年5月31日）		買取価格 36円/kWh	
			受給期間満了日 2018年2月16日（同日を含む。）から起算して、240月経過後、最初の検針日の前日までの期間	
所在地	北海道芦別市上芦別町			
土地	地番	56番83 他12筆	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	非線引都市計画区域（注2）	パネル出力	3,860.52kW （うち 1号 593.60kW 2号 1,261.40kW 3号 2,005.52kW）
	面積	95,249.05㎡ （うち 1号 16,465.00㎡ 2号 30,064.86㎡ 3号 48,719.19㎡）	パネル設置数	14,568枚
	権利形態	地上権	パネルメーカー	ハンファQセルズジャパン株式会社
設備	認定日	2014年2月13日	パワコン供給者	富士電機株式会社
			EPC業者	NECフィールディング株式会社
			発電出力	3,000.00kW
			想定年間 発電量	1号
	10年目	607.713MWh		
	20年目	575.896MWh		
	2号	1年目		1,362.076MWh
		10年目		1,300.783MWh
		20年目		1,232.679MWh
	3号	1年目	2,116.802MWh	
		10年目	2,021.546MWh	
		20年目	1,915.706MWh	
残存調達 期間	1号	1年目	12.24%	
		10年目	11.69%	
		20年目	11.08%	
	2号	1年目	12.33%	
		10年目	11.77%	
		20年目	11.16%	
	3号	1年目	11.51%	
		10年目	11.77%	
		20年目	10.90%	
供給開始日	2018年2月16日			

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

	調達期間満了日	2038年2月15日	架台基礎構造	スクリー型杭基礎
	調達価格	36円/kWh	権利形態	所有権
担保設定の有無	有 (注3)			
オペレーター	リニューアブル・ジャパン株式会社	O&M業者	リニューアブル・ジャパン株式会社	
リスク管理方針への適合状況	本資産については、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク、信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクに係る潜在的リスクがありますが、本管理会社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施します。			
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは、化石燃料に比して枯渇の心配がなく永続的に利用可能であり、また、化石燃料を用いた発電設備に比べ、二酸化炭素の発生が抑制できることによる、温室効果ガス削減、自然環境への負荷軽減に貢献します。 輸入エネルギー資源に依存することのない再生可能エネルギー発電設備の普及による、日本のエネルギー自給率向上に貢献します。 			

特記事項

- ・本物件の隣地との全部の境界について、境界立ち会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。
- ・本物件の土地については、土地所有者（法人）を地上権設定者、芦別ソーラー合同会社を地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は以下のとおりです。

(地上権設定契約の概要)

地上権設定者：法人
 地上権者：本投資法人
 存続期間：2017年8月31日から2038年8月30日まで
 地代：年額6,000千円
 敷金・保証金：なし
 契約更新：期間満了に際して、地上権設定者及び地上権者は事前の協議により契約を更新することができます。
 地代改定：経済情勢その他情勢の変化により、地代が著しく不相当であると認められるに至ったときは、相互に協議し合意の上、地代の改定を行うことができます。
 中途解約：地上権者は、6ヶ月前の事前通知をもって解除することが可能です。この場合、地上権者は、年間地代相当額を解約金として支払うほか、当該解約によって地上権者に当該解約金額を超過する損害等が発生した場合は、地上権者は、当該超過分の損害等を賠償する必要があります。地上権設定者は期間中の解約はできないこととなっています。
 譲渡承諾：地上権設定者は、地上権者が、地上権者の関連会社又は地上権者の関連会社の資本提携先等に対して地上権の譲渡等を行うことを承諾しています。

- ・本物件の土地の一部の道路等について、芦別ソーラー合同会社を占有許可取得者とする、太陽光発電所埋設配管設置を目的とした道路占有許可を取得しています。なお、道路占有許可に係る占有期間については5年毎の更新とされています。本投資法人は、本投資法人の本物件の取得に伴い、本投資法人を占有許可取得者として、当該道路占有許可と同内容の許可を新たに取得する予定です。

(注1) 本書の日付現在、発電事業の譲渡に伴う変更認定の申請は未了となっていますが、当該資産の取得日以降、遅滞なく経済産業大臣宛てに当該申請を行う予定であり、変更認定取得後の事業者を記載しています。

(注2) 本件土地のうち北海道芦別市1号太陽光発電所が存する土地は、用途地域指定で工業地域に指定されています。

(注3) 担保の内容につきましては、後記「(2) 担保提供の状況」をご参照ください。

基本賃料の内訳

年	基本賃料	年	基本賃料	年	基本賃料
1年目	54,751千円	8年目	125,181千円	15年目	120,119千円
2年目	129,520千円	9年目	124,458千円	16年目	119,396千円
3年目	128,797千円	10年目	123,735千円	17年目	118,673千円
4年目	128,074千円	11年目	123,012千円	18年目	117,950千円
5年目	127,350千円	12年目	122,289千円	19年目	117,227千円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



6年目	126,627千円	13年目	121,566千円	20年目	116,504千円
7年目	125,904千円	14年目	120,843千円	21年目	20,381千円

(注) 基本賃料及び賃貸借契約の概要につきましては、後記「(4) 賃貸借の概要」をご参照ください。

本物件の特徴	
<p>■周辺地域の概要 本発電所は北海道札幌市の北東に位置し、芦別市の中心部から南へ国道38号（芦別国道）、国道452号（夕張国道）を經由し約6kmのところ存しています。本発電所の周辺には住宅地の他、畑や工場なども存在する郊外地域となっています。最寄駅であるJR根室本線「芦別」駅の南方約3.0km（道路距離）に位置しています。</p>	
<p>■気象条件 <気象官署> 本発電所の発電量を算出・検証するに当たって、以下の気象官署の気象データを使用しています。 発電所の近傍に位置する気象観測所 芦別 気象データベース（METPV-11）で使用した地点名 芦別 日射量の経年変動に使用した気象観測所 旭川 積雪深に使用した気象観測所 芦別</p>	
<p><日照時間> 芦別の年間日照時間は1,497.1時間であり、県庁所在地の全国平均値（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域であるといえます。</p>	
<p><風速> 芦別における観測史上一位の日最大風速は2016年8月30日の16.3m/s、観測史上一位の日最大瞬間風速は2016年2月29日の27.6m/sです。</p>	
<p><積雪深> 芦別における最深積雪の平年値は81cm、1982年以降の最深積雪は1999年3月6日の115cmです。</p>	
<p><落雷> 本発電所事業地における2012年から2016年までの5年間の落雷頻度は、落雷回数で1,501回～3,000回、落雷日数で41日～80日であり、落雷リスクはやや低いと推測される地域であるといえます。</p>	

過年度の発電状況				
対象期間	自	2018年2月16日		
	至	2018年3月31日		
実績売電量	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分
	—	—	—	—
	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分
	—	—	—	—
	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	2018年3月分
—	—	16,950kWh	349,970kWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

S-19	北海道苫小牧市柏原太陽光発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産				
取得予定日	2018年8月10日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	837,000千円	特定契約の概要	認定事業者（注1）	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	
			買取電気事業者	北海道電力株式会社	
発電所の評価価値（価格時点）	699百万円～988百万円（2018年5月31日）		買取価格	36円/kWh	
土地の鑑定評価額（価格時点）	141百万円（2018年5月31日）		受給期間満了日	2017年3月30日（同日を含む。）から起算して、240月経過後、最初の検針日の前日までの期間	
所在地	北海道苫小牧市字柏原				
土地	地番	6番88 他1筆	パネルの種類	単結晶シリコン	
	用途地域	工業専用地域	パネル出力	1,968.78kW	
	面積	22,125.00㎡	パネル設置数	6,908枚	
	権利形態	所有権	パネルメーカー	シャープ株式会社	
設備	認定日	2014年3月18日	パワコン供給者	華為技術日本株式会社	
	供給開始日	2017年3月30日	EPC業者	シャープ株式会社	
			発電出力	1,500.00kW	
			想定年間発電電力量	1年目	2,117.935MWh
	10年目	2,082.104MWh			
	20年目	1,940.539MWh			
	残存調達期間	18年7ヶ月	想定設備利用率	1年目	12.63%
				10年目	12.07%
20年目				11.25%	
調達期間満了日	2037年3月29日	架台基礎構造	杭基礎		
調達価格	36円/kWh	権利形態	所有権		
担保設定の有無	有（注2）				
オペレーター	リニューアブル・ジャパン株式会社	O&M業者	リニューアブル・ジャパン株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産については、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク、信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクに係る潜在的リスクがありますが、本管理会社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施します。				
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは、化石燃料に比して枯渇の心配がなく永続的に利用可能であり、また、化石燃料を用いた発電設備に比べ、二酸化炭素の発生が抑制できることによる、温室効果ガス削減、自然環境への負荷軽減に貢献します。 輸入エネルギー資源に依存することのない再生可能エネルギー発電設備の普及による、日本のエネルギー自給率向上に貢献します。 				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 本物件の隣地との全部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 本件土地のうち、以下の土地を要役地、隣接地を承役地とする以下の地役権が設定されています。 要役地：苫小牧市字柏原6番88 				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

目的：地役権者が要役地へ通行すること

- (注1) 本書の日付現在、発電事業の譲渡に伴う変更認定の申請は未了となっておりますが、当該資産の取得日以降、遅滞なく経済産業大臣宛てに当該申請を行う予定であり、変更認定取得後の事業者を記載しています。
- (注2) 担保の内容につきましては、後記「(2) 担保提供の状況」をご参照ください。

基本賃料の内訳

年	基本賃料	年	基本賃料	年	基本賃料
1年目	30,248千円	8年目	66,788千円	15年目	63,374千円
2年目	69,008千円	9年目	66,406千円	16年目	62,900千円
3年目	68,625千円	10年目	65,900千円	17年目	62,441千円
4年目	68,243千円	11年目	65,426千円	18年目	61,920千円
5年目	67,860千円	12年目	64,905千円	19年目	61,446千円
6年目	67,477千円	13年目	64,369千円	20年目	18,886千円
7年目	67,156千円	14年目	63,895千円	21年目	7,793千円

(注) 基本賃料及び賃貸借契約の概要につきましては、後記「(4) 賃貸借の概要」をご参照ください。

本物件の特徴

■周辺地域の概要

本発電所は北海道の南部、苫小牧市の東部に位置し、苫小牧市の中心部からは約10kmの国道36号、同235号などを經由し約13.5km進んだところに存しています。本発電所の近隣に日高自動車道沼ノ端東ICがあるため、周囲には工場や物流センターなどが点在しています。西方にはウトナイ沼やニドムクラシックコースをはじめ、ゴルフ場が数か所見られます。最寄駅であるJR室蘭本線「沼ノ端」駅から東へ約5.0km（道路距離）ほどのところに位置しています。

■気象条件

<気象官署>

本発電所の発電量を算出・検証するに当たって、以下の気象官署の気象データを使用しています。

発電所の近傍に位置する気象観測所	厚真
気象データベース（METPV-11）で使用した地点名	厚真
積雪深に使用した気象観測所	安平

<日照時間>

厚真の年間日照時間は1,707.9時間であり、県庁所在地の全国平均値（1,896.5時間）に比べ日照時間のやや短い地域であるといえます。

<風速>

厚真における観測史上第一位の日最大風速は2015年10月8日の14.7m/s、観測史上第一位の日最大瞬間風速は2010年3月21日の26.3m/sです。

<積雪深>

安平における最深積雪の平年値は68cm、1982年以降の最深積雪は1996年2月6日の103cmです。

<落雷>

本発電所事業地における2011年から2015年までの5年間の落雷頻度は、落雷回数で501回～1,500回、落雷日数で41日～80日であり、落雷リスクはやや低いと推測される地域であるといえます。

過年度の発電状況

対象期間	自	2017年4月1日			
	至	2018年3月31日			
実績売電	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

量	256,293kWh	265,303kWh	263,040kWh	249,991kWh
	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分
	189,862kWh	225,466kWh	182,930kWh	125,470kWh
	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	2018年3月分
	97,270kWh	55,507kWh	148,274kWh	218,678kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

S-20	宮城県区実沢太陽光発電所	分類	太陽光発電設備等			
資産の概要						
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産					
取得予定日	2018年8月10日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備			
取得予定価格	1,079,000千円	特定契約 の概要	認定事業者（注1）	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社		
			買取電気事業者	東北電力株式会社		
発電所の評価価値（価格時点）	918百万円～1,288百万円（2018年5月31日）		買取価格	32円/kWh		
土地の鑑定評価額（価格時点）	67百万円（2018年5月31日）		受給期間満了日	2018年2月28日から起算して240月経過後最初の検針日の前日までの期間		
所在地	宮城県仙台市泉区実沢字葉山下					
土地	地番	1番1 他18筆		パネルの種類	多結晶シリコン	
	用途地域	市街化調整区域		パネル出力	2,851.20kW	
	面積	38,513.00㎡		パネル設置数	10,560枚	
	権利形態	地上権		パネルメーカー	ハンファQセルズジャパン株式会社	
設備	認定日	2014年11月27日		パワコン供給者	デルタ電子株式会社	
	供給開始日	2018年2月28日		EPC業者	リニューアブル・ジャパン株式会社	
				発電出力	1,990.00kW	
				想定年間発電電力量	1年目	3,261.166MWh
	10年目	3,114.414MWh				
	20年目	2,951.355MWh				
	残存調達期間	19年6ヶ月		想定設備利用率	1年目	12.37%
					10年目	11.81%
20年目					11.19%	
調達期間満了日	2038年2月27日		架台基礎構造	杭基礎		
調達価格	32円/kWh		権利形態	所有権		
担保設定の有無	有（注2）					
オペレーター	リニューアブル・ジャパン株式会社	O&M業者	リニューアブル・ジャパン株式会社			
リスク管理方針への適合状況	本資産については、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク、信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクに係る潜在的リスクがありますが、本管理会社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施します。					
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは、化石燃料に比して枯渇の心配がなく永続的に利用可能であり、また、化石燃料を用いた発電設備に比べ、二酸化炭素の発生が抑制できることによる、温室効果ガス削減、自然環境への負荷軽減に貢献します。 輸入エネルギー資源に依存することのない再生可能エネルギー発電設備の普及による、日本のエネルギー自給率向上に貢献します。 					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 本物件の隣地との一部の境界について、境界立会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 本物件の土地については、土地所有者を地上権設定者（個人）、ひまわり発電所合同会社を地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は以下のとおりです。 					

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただき、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



(地上権設定契約の概要①)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年6月19日から2038年6月18日まで

地代：年額489千円

敷金・保証金：489千円

契約更新：期間の満了に先立って地上権者による申入れがあった場合、両当事者は更新又は再契約について誠実に協議するものとします。

地代改定：原則期間中は不可。ただし、工事完了日（2018年2月27日をいいます。以下本項目において同じです。）より2年間以内に発電事業の運営に起因して、固定資産税が増額した場合は固定資産税増額分を上乗せした金額に地代を変更することとされています。

中途解約：原則として地上権の存続期間満了前の中途解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者は、譲渡先が反社会勢力でない場合に限り、地上権設定者の同意を得た上で、契約上の地位等を譲渡することができます。

(地上権設定契約の概要②)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年6月19日から2038年6月18日まで

地代：年額499千円

敷金・保証金：499千円

契約更新：期間の満了に先立って地上権者による申入れがあった場合、両当事者は更新又は再契約について誠実に協議するものとします。

地代改定：原則期間中は不可。ただし、工事完了日より2年間以内に発電事業の運営に起因して、固定資産税が増額した場合は固定資産税増額分を上乗せした金額に地代を変更することとされています。

中途解約：原則として地上権の存続期間満了前の中途解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者は、譲渡先が反社会勢力でない場合に限り、地上権設定者の同意を得た上で、契約上の地位等を譲渡することができます。

(地上権設定契約の概要③)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年6月19日から2038年6月18日まで

地代：年額611千円

敷金・保証金：611千円

契約更新：期間の満了に先立って地上権者による申入れがあった場合、両当事者は更新又は再契約について誠実に協議するものとします。

地代改定：原則期間中は不可。ただし、工事完了日より2年間以内に発電事業の運営に起因して、固定資産税が増額した場合は固定資産税増額分を上乗せした金額に地代を変更することとされています。

中途解約：原則として地上権の存続期間満了前の中途解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者は、譲渡先が反社会勢力でない場合に限り、地上権設定者の同意を得た上で、契約上の地位等を譲渡することができます。

(地上権設定契約の概要④)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年6月19日から2038年6月18日まで

地代：年額1,207千円

敷金・保証金：1,207千円

契約更新：期間の満了に先立って地上権者による申入れがあった場合、両当事者は更新又は再契約について誠実に協議するものとします。

地代改定：原則期間中は不可。ただし、工事完了日より2年間以内に発電事業の運営に起因して、固定資産税が増額した場合は固定資産税増額分を上乗せした金額に地代を変更することとされています。

中途解約：原則として地上権の存続期間満了前の中途解約はできないものとされています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



譲渡承諾：地上権者は、譲渡先が反社会勢力でない場合に限り、地上権設定者の同意を得た上で、契約上の地位等を譲渡することができます。

(地上権設定契約の概要⑤)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年6月19日から2038年6月18日まで

地代：年額271千円

敷金・保証金：271千円

契約更新：期間の満了に先立って地上権者による申入れがあった場合、両当事者は更新又は再契約について誠実に協議するものとします。

地代改定：原則期間中は不可。ただし、工事完了日より2年間以内に発電事業の運営に起因して、固定資産税が増額した場合は固定資産税増額分を上乗せした金額に地代を変更することとされています。

中途解約：原則として地上権の存続期間満了前の中途解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者は、譲渡先が反社会勢力でない場合に限り、地上権設定者の同意を得た上で、契約上の地位等を譲渡することができます。

(地上権設定契約の概要⑥)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年6月19日から2038年6月18日まで

地代：年額460千円

敷金・保証金：460千円

契約更新：期間の満了に先立って地上権者による申入れがあった場合、両当事者は更新又は再契約について誠実に協議するものとします。

地代改定：原則期間中は不可。ただし、工事完了日より2年間以内に発電事業の運営に起因して、固定資産税が増額した場合は固定資産税増額分を上乗せした金額に地代を変更することとされています。

中途解約：原則として地上権の存続期間満了前の中途解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者は、譲渡先が反社会勢力でない場合に限り、地上権設定者の同意を得た上で、契約上の地位等を譲渡することができます。

(地上権設定契約の概要⑦)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年6月19日から2038年6月18日まで

地代：年額546千円

敷金・保証金：546千円

契約更新：期間の満了に先立って地上権者による申入れがあった場合、両当事者は更新又は再契約について誠実に協議するものとします。

地代改定：原則期間中は不可。ただし、工事完了日より2年間以内に発電事業の運営に起因して、固定資産税が増額した場合は固定資産税増額分を上乗せした金額に地代を変更することとされています。

中途解約：原則として地上権の存続期間満了前の中途解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者は、譲渡先が反社会勢力でない場合に限り、地上権設定者の同意を得た上で、契約上の地位等を譲渡することができます。

(地上権設定契約の概要⑧)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2018年7月11日から2038年7月11日まで

地代：年額12千円（20年前払済み）

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了に先立って地上権者による申入れがあった場合、両当事者は更新又は再契約について誠実に協議するものとします。

地代改定：期間中は不可。

中途解約：原則として地上権の存続期間満了前の中途解約はできないものとされています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

譲渡承諾：地上権者は、譲渡先が反社会勢力でない場合に限り、地上権設定者の同意を得た上で、契約上の地位等を譲渡することができます。

- ・本物件の土地の一部の道路等について、ひまわり発電所合同会社を占有許可取得者とする、太陽光発電所電力管の埋設、太陽光発電事業に伴う排水設備設置又は太陽光発電事業を目的とした道路占有許可、河川占有許可又は法定外公共物使用許可を取得しています。なお、道路占有許可に係る占有期間については5年毎の、河川占有許可に係る占有期間については9年毎の、法定外公共物使用許可に係る占有期間については3年毎の更新とされています。本投資法人は、本投資法人の本物件の取得に伴い、日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社を占有許可取得者として、当該道路占有許可と同内容の許可を、本投資法人を占有許可取得者として、当該河川占有許可又は当該法定外公共物使用許可と同内容の許可を、それぞれ新たに取得する予定です。

(注1) 本書の日付現在、発電事業の譲渡に伴う変更認定の申請は未了となっておりますが、当該資産の取得日以降、遅滞なく経済産業大臣宛てに当該申請を行う予定であり、変更認定取得後の事業者を記載しています。

(注2) 担保の内容につきましては、後記「(2) 担保提供の状況」をご参照ください。

基本賃料の内訳

年	基本賃料	年	基本賃料	年	基本賃料
1年目	41,152千円	8年目	93,026千円	15年目	89,461千円
2年目	96,083千円	9年目	92,517千円	16年目	88,952千円
3年目	95,573千円	10年目	92,008千円	17年目	88,442千円
4年目	95,064千円	11年目	91,498千円	18年目	87,933千円
5年目	94,555千円	12年目	90,989千円	19年目	87,424千円
6年目	94,045千円	13年目	90,480千円	20年目	86,914千円
7年目	93,536千円	14年目	89,970千円	21年目	19,116千円

(注) 基本賃料及び賃貸借契約の概要につきましては、後記「(4) 賃貸借の概要」をご参照ください。

本物件の特徴

■周辺地域の概要

本発電所は宮城県仙台市の北方泉区内に位置し、仙台市の中心部から北西へ約10kmの国道48号から県道等を進んだところに存しています。本発電所の南方には仙台ヒルズゴルフクラブ、南および南西方面には住宅地が広がっているエリアです。最寄駅であるJR仙山線「陸前落合」駅の北約9.2km（道路距離）に位置しています。

■気象条件

<気象官署>

本発電所の発電量を算出・検証するに当たって、以下の気象官署の気象データを使用しています。

発電所の近傍に位置する気象観測所	仙台
気象データベース（METPV-11）で使用した地点名	仙台
日射量の経年変動に使用した気象観測所	仙台
積雪深に使用した気象観測所	仙台

<日照時間>

仙台の年間日照時間は1,796.1時間であり、県庁所在地の全国平均値（1,896.5時間）に比べ日照時間の若干短い地域であるといえます。

<風速>

仙台における観測史上一位の日最大風速は1997年3月11日の24.0m/s、観測史上一位の日最大瞬間風速は1997年3月11日の41.2m/sです。

<積雪深>

仙台における最深積雪の平年値は17cm、1926年以降の最深積雪は1936年2月9日の41cmです。

<落雷>

本発電所事業地における2012年から2016年までの5年間の落雷頻度は、落雷回数で501回～1,500回、落雷日数で41日～80日であり、落雷リスクはやや低いと推測される地域であるといえます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



過年度の発電状況				
対象期間	自	2018年2月28日		
	至	2018年3月31日		
実績売電 量	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分
	—	—	—	—
	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分
	—	—	—	—
	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	2018年3月分
	—	—	10,140kWh	314,366kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

S-21	三重伊勢市赤目太陽光発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産				
取得予定日	2018年8月10日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	846,000千円	特定契約 の概要	認定事業者（注1）	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	
			買取電気事業者	中部電力株式会社	
発電所の評価価値 （価格時点）	707百万円 ～973百万円 （2018年5月31日）		買取価格	32円/kWh	
土地の鑑定評価額 （価格時点）	49百万円 （2018年5月31日）		受給期間満了日	2016年12月28日以降、最初の検針日が属する月の翌月から起算して240月目における検針日の前日	
所在地	三重県伊勢市柏町字赤目				
土地	地番	777番1 他24筆	設備	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	非線引都市計画区域		パネル出力	2,138.17kW
	面積	20,036.00㎡		パネル設置数	8,385枚
	権利形態	地上権		パネルメーカー	Yingli Green Energy Holding Company Limited
設備	認定日	2015年3月10日	パワコン供給者	日新電機株式会社	
	供給開始日	2016年12月28日	EPC業者	リニューアブル・ジャパン株式会社	
			発電出力	1,990.00kW	
			想定年間発電電力量	1年目	2,712.037MWh
	残存調達期間	18年4ヶ月	想定設備利用率	10年目	2,592.707MWh
				20年目	2,343.199MWh
				1年目	14.48%
調達期間満了日	2036年12月27日	架台基礎構造	10年目	13.84%	
			20年目	12.51%	
調達価格	32円/kWh	権利形態	所有権		
担保設定の有無	有（注2）				
オペレーター	リニューアブル・ジャパン株式会社	O&M業者	リニューアブル・ジャパン株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産については、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク、信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクに係る潜在的リスクがありますが、本管理会社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施します。				
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは、化石燃料に比して枯渇の心配がなく持続的に利用可能であり、また、化石燃料を用いた発電設備に比べ、二酸化炭素の発生が抑制できることによる、温室効果ガス削減、自然環境への負荷軽減に貢献します。 輸入エネルギー資源に依存することのない再生可能エネルギー発電設備の普及による、日本のエネルギー自給率向上に貢献します。 				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 本物件の隣地との一部の境界について、境界立ち会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

- ・本物件の土地については、土地所有者（個人）を地上権設定者、東急不動産株式会社を地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は以下のとおりです。

(地上権設定契約の概要①)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額137千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要②)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額677千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要③)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額77千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要④)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額225千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要⑤)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

地代：年額315千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要⑥)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額653千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要⑦)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額187千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要⑧)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額246千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要⑨)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額53千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



- ・本件土地のうち、以下の土地を要役地、隣接地を承役地とする以下の地役権が設定されています。
 要役地：伊勢市柏町字南山1706番2
 目的：地役権者が要役地に建設する太陽光発電所の高圧変電所に電気を送電するために、埋設管等を設置すること、地役権設定者が埋設管等の設置・保守等に支障となる工作物の設置及び土地の形質変更等の行為を行わないこと、地役権者が埋設管等の設置・保守のために立ち入ること。
- ・本件土地のうち、以下の土地を承役地、隣接地を要役地とする通行地役権が設定されています。
 承役地：伊勢市柏町字赤目1719番1、1720番1、1722番
- ・本物件の土地の一部の道路等について、東急不動産株式会社を占有許可取得者とする、太陽光発電施設設置を目的とした法定外公共物占有許可を取得しています。なお、法定外公共物占有許可に係る占有期間については5年毎の更新とされています。本投資法人は、本投資法人の本物件の取得に伴い、本投資法人を占有許可取得者として、当該法定外公共物占有許可と同内容の許可を新たに取得する予定です。

(注1) 本書の日付現在、発電事業の譲渡に伴う変更認定の申請は未了となっておりますが、当該資産の取得日以降、遅滞なく経済産業大臣宛てに当該申請を行う予定であり、変更認定取得後の事業者を記載しています。
 (注2) 担保の内容につきましては、後記「(2) 担保提供の状況」をご参照ください。

基本賃料の内訳

年	基本賃料	年	基本賃料	年	基本賃料
1年目	34,998千円	8年目	75,624千円	15年目	70,456千円
2年目	78,081千円	9年目	75,200千円	16年目	69,694千円
3年目	77,657千円	10年目	74,353千円	17年目	68,931千円
4年目	77,234千円	11年目	73,591千円	18年目	68,169千円
5年目	76,810千円	12年目	72,744千円	19年目	64,732千円
6年目	76,386千円	13年目	71,981千円	20年目	19,138千円
7年目	76,048千円	14年目	71,219千円	21年目	10,343千円

(注) 基本賃料及び賃貸借契約の概要につきましては、後記「(4) 賃貸借の概要」をご参照ください。

本物件の特徴

■周辺地域の概要

本発電所は三重県伊勢市の北方に位置し、国道23号南勢バイパスから内陸へ約1.7km（道路距離）ほど南下したところに存しています。本発電所の周辺には田畑が多く広がり、それらの中に民家、集落なども見られます。北方に伊勢湾がありますが、本発電所からは12km以上離れています。最寄駅である近鉄山田線「明星」駅からは北東へ約1.5km（道路距離）に位置しています。

■気象条件

<気象官署>

本発電所の発電量を算出・検証するに当たって、以下の気象官署の気象データを使用しています。

発電所の近傍に位置する気象観測所 小俣
 気象データベース（METPV-11）で使用した地点名 小俣
 積雪深に使用した気象観測所 津

<日照時間>

小俣の年間日照時間は1,960.4時間であり、県庁所在地の全国平均値（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域であるといえます。

<風速>

小俣における観測史上第一位の日最大風速は1972年9月16日の33.5m/s、観測史上第一位の日最大瞬間風速は1998年9月22日の49.4m/sです。

<積雪深>

小俣では積雪の観測を行っていないため、津における最深積雪の平年値は4cm、1962年以降の最深積雪は1994年2月12日の15cmです。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



<落雷>

本発電所事業地における2012年から2016年までの5年間の落雷頻度は、落雷回数で3,001回～6,000回、落雷日数で81日～120日であり、落雷リスクはやや高いと推測される地域であるといえます。

過年度の発電状況

対象期間	2017年4月1日			
	2018年3月31日			
実績売電 量	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分
	279,107kWh	300,519kWh	284,575kWh	271,390kWh
	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分
	272,432kWh	214,642kWh	163,074kWh	159,882kWh
	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	2018年3月分
	150,871kWh	184,724kWh	207,615kWh	272,089kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

S-22	三重伊勢市岡山太陽光発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産				
取得予定日	2018年8月10日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	351,000千円	特定契約 の概要	認定事業者（注1）	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	
			買取電気事業者	中部電力株式会社	
発電所の評価価値（価格時点）	298百万円～410百万円（2018年5月31日）		買取価格	32円/kWh	
土地の鑑定評価額（価格時点）	23百万円（2018年5月31日）		受給期間満了日	2016年12月28日以降、最初の検針日が属する月の翌月から起算して240月目における検針日の前日	
所在地	三重県伊勢市柏町字岡山				
土地	地番	1616番2 他24筆	設備	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	非線引都市計画区域		パネル出力	910.35kW
	面積	8,618.00㎡		パネル設置数	3,570枚
	権利形態	地上権		パネルメーカー	Yingli Green Energy Holding Company Limited
設備	認定日	2015年3月10日	パワコン供給者	日新電機株式会社	
	供給開始日	2016年12月28日	EPC業者	リニューアブル・ジャパン株式会社	
			発電出力	750.00kW	
			想定年間発電電力量	1年目	1,129.305MWh
	10年目	1,079.614MWh			
	20年目	975.721MWh			
	残存調達期間	18年4ヶ月	想定設備利用率	1年目	14.16%
10年目				13.54%	
20年目				12.24%	
調達期間満了日	2036年12月27日	架台基礎構造	杭基礎、コンクリート基礎		
調達価格	32円/kWh	権利形態	所有権		
担保設定の有無	有（注2）				
オペレーター	リニューアブル・ジャパン株式会社	O&M業者	リニューアブル・ジャパン株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産については、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク、信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクに係る潜在的リスクがありますが、本管理会社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施します。				
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは、化石燃料に比して枯渇の心配がなく持続的に利用可能であり、また、化石燃料を用いた発電設備に比べ、二酸化炭素の発生が抑制できることによる、温室効果ガス削減、自然環境への負荷軽減に貢献します。 輸入エネルギー資源に依存することのない再生可能エネルギー発電設備の普及による、日本のエネルギー自給率向上に貢献します。 				
特記事項 ・本物件の隣地との一部の境界について、境界立ち会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。					

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



- ・本物件の土地については、土地所有者（個人）を地上権設定者、東急不動産株式会社を地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は以下のとおりです。

(地上権設定契約の概要①)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額539千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要②)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日（ただし、一部の土地については2015年12月9日）から2037年9月19日まで

地代：年額356千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要③)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年9月20日から2037年9月19日まで

地代：年額39千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要④)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2015年10月8日から2037年9月19日まで

地代：年額115千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2036年12月28日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

- ・本物件の土地の一部の道路等について、東急不動産株式会社を占有許可取得者とする、太陽光発電施設設置を目的とした法定外公共物占有許可を取得しています。なお、法定外公共物占有許可に係る占有期間については5年毎の更新とされています。本投資法人は、本投資法人の本物件の取得に伴い、本投資法人を占有許可取得者として、当該法定外公共物占有許可と同内容の許可を新たに取得する予定です。

(注1) 本書の日付現在、発電事業の譲渡に伴う変更認定の申請は未了となっておりますが、当該資産の取得日以降、遅滞なく経済産業大臣宛てに

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



当該申請を行う予定であり、変更認定取得後の事業者を記載しています。
 (注2) 担保の内容につきましては、後記「(2) 担保提供の状況」をご参照ください。

基本賃料の内訳					
年	基本賃料	年	基本賃料	年	基本賃料
1年目	14,564千円	8年目	31,444千円	15年目	29,293千円
2年目	32,467千円	9年目	31,268千円	16年目	28,975千円
3年目	32,291千円	10年目	30,915千円	17年目	28,657千円
4年目	32,115千円	11年目	30,598千円	18年目	28,340千円
5年目	31,938千円	12年目	30,245千円	19年目	26,907千円
6年目	31,762千円	13年目	29,928千円	20年目	7,923千円
7年目	31,621千円	14年目	29,610千円	21年目	4,279千円

(注) 基本賃料及び賃貸借契約の概要につきましては、後記「(4) 賃貸借の概要」をご参照ください。

本物件の特徴	
<p>■周辺地域の概要</p> <p>本発電所は三重県伊勢市の北方に位置し、国道23号南勢バイパスから内陸へ約1.5km（道路距離）ほど南下したところに存しています。本発電所の周辺には田畑が多く広がり、それらの中に民家、集落なども見られます。北方に伊勢湾がありますが、本発電所からは12km以上離れています。最寄駅である近鉄山田線「明星」駅からは北東へ約1.7km（道路距離）に位置しています。</p>	
<p>■気象条件</p> <p><気象官署> 本発電所の発電量を算出・検証するに当たって、以下の気象官署の気象データを使用しています。 発電所の近傍に位置する気象観測所 小俣 気象データベース（METPV-11）で使用した地点名 小俣 積雪深に使用した気象観測所 津</p>	
<p><日照時間> 小俣の年間日照時間は1,960.4時間であり、県庁所在地の全国平均値（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域であるといえます。</p>	
<p><風速> 小俣における観測史上一位の日最大風速は1972年9月16日の33.5m/s、観測史上一位の日最大瞬間風速は1998年9月22日の49.4m/sです。</p>	
<p><積雪深> 小俣では積雪の観測を行っていないため、津における最深積雪の平年値は4cm、1962年以降の最深積雪は1994年2月12日の15cmです。</p>	
<p><落雷> 本発電所事業地における2012年から2016年までの5年間の落雷頻度は、落雷回数で3,001回～6,000回、落雷日数で81日～120日であり、落雷リスクはやや高いと推測される地域であるといえます。</p>	

過年度の発電状況				
対象期間	自	2017年4月1日		
	至	2018年3月31日		
実績売電 量	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分
	115,655kWh	124,107kWh	118,412kWh	113,469kWh
	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分
	113,738kWh	91,185kWh	68,958kWh	67,702kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	2018年3月分
	65,102kWh	78,929kWh	87,599kWh	113,600kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

S-23	三重平生太陽光発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産				
取得予定日	2018年8月10日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	265,000千円	特定契約 の概要	認定事業者（注1）	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	
			買取電気事業者	中部電力株式会社	
発電所の評価価値（価格時点）	223百万円～308百万円（2018年5月31日）		買取価格	36円/kWh	
土地の鑑定評価額（価格時点）	10百万円（2018年5月31日）		受給期間満了日	2017年11月27日以降、最初の検針日が属する月の翌月から起算して240月目における検針日の前日	
所在地	三重県度会郡度会町平生字平山神殿				
土地	地番	390番 他5筆	設備	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	都市計画区域外		パネル出力	677.16kW
	面積	8,998.00㎡ （所有権1,271㎡を含む）		パネル設置数	2,508枚
	権利形態	所有権、地上権		パネルメーカー	Yingli Green Energy Holding Company Limited
設備	認定日	2014年3月20日	パワコン供給者	SMAジャパン株式会社	
	供給開始日	2017年11月27日	EPC業者	リニューアブル・ジャパン株式会社	
			発電出力	475.00kW	
			想定年間発電電力量	1年目	766.132MWh
	10年目	780.701MWh			
	20年目	692.444MWh			
	残存調達期間	19年3ヶ月	想定設備利用率	1年目	12.90%
10年目				12.25%	
20年目				11.67%	
調達期間満了日	2037年11月26日	架台基礎構造	杭基礎		
調達価格	36円/kWh	権利形態	所有権		
担保設定の有無	有（注2）				
オペレーター	リニューアブル・ジャパン株式会社	O&M業者	リニューアブル・ジャパン株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産については、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク、信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクに係る潜在的リスクがありますが、本管理会社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施します。				
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは、化石燃料に比して枯渇の心配がなく永続的に利用可能であり、また、化石燃料を用いた発電設備に比べ、二酸化炭素の発生が抑制できることによる、温室効果ガス削減、自然環境への負荷軽減に貢献します。 輸入エネルギー資源に依存することのない再生可能エネルギー発電設備の普及による、日本のエネルギー自給率向上に貢献します。 				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 本物件の隣地との一部の境界について、境界立ち会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、 				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。

- ・本物件の土地の一部については、土地所有者（個人）を地上権設定者、リニューアブル・ジャパン株式会社を地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は以下のとおりです。

(地上権設定契約の概要①)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2014年9月28日から2038年5月31日まで

地代：年額180千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2037年11月27日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者が契約上の地位を第三者に譲渡する場合には相手方の承諾が必要です。

(地上権設定契約の概要②)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2014年9月28日から2038年5月31日まで

地代：年額140千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2037年11月27日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者が契約上の地位を第三者に譲渡する場合には相手方の承諾が必要です。

(地上権設定契約の概要③)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2014年9月28日から2038年5月31日まで

地代：年額480千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。ただし、2037年11月27日以降の地代の額については、改めて地上権設定者と地上権者の協議により定めるものとされています。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者が契約上の地位を第三者に譲渡する場合には相手方の承諾が必要です。

(注1) 本書の日付現在、発電事業の譲渡に伴う変更認定の申請は未了となっておりますが、当該資産の取得日以降、遅滞なく経済産業大臣宛てに当該申請を行う予定であり、変更認定取得後の事業者を記載しています。

(注2) 担保の内容につきましては、後記「(2) 担保提供の状況」をご参照ください。

基本賃料の内訳

年	基本賃料	年	基本賃料	年	基本賃料
1年目	10,924千円	8年目	23,486千円	15年目	22,545千円
2年目	24,293千円	9年目	23,352千円	16年目	22,411千円
3年目	24,159千円	10年目	23,217千円	17年目	22,276千円
4年目	24,024千円	11年目	23,083千円	18年目	22,142千円
5年目	23,890千円	12年目	22,948千円	19年目	22,007千円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

6年目	23,755千円	13年目	22,814千円	20年目	19,875千円
7年目	23,621千円	14年目	22,680千円	21年目	2,718千円

(注) 基本賃料及び賃貸借契約の概要につきましては、後記「(4) 賃貸借の概要」をご参照ください。

本物件の特徴

■周辺地域の概要

本発電所は三重県の南部、志摩半島東寄り位置し、伊勢市の中心部から県道38号を南西へ約15km進んだところに存しています。本発電所の周辺には民家のほか田畑、0.7km南方には宮川が流れる郊外地域となっています。最寄駅であるJR参宮線「田丸」駅の南方約7.8km（道路距離）に位置しています。

■気象条件

<気象官署>

本発電所の発電量を算出・検証するに当たって、以下の気象官署の気象データを使用しています。

発電所の近傍に位置する気象観測所	小俣
気象データベース（METPV-11）で使用した地点名	小俣
日射量の経年変動に使用した気象観測所	名古屋
積雪深に使用した気象観測所	津

<日照時間>

小俣の年間日照時間は1,960.4時間であり、県庁所在地の全国平均値（1,896.5時間）に比べ日照時間の長い地域であるといえます。

<風速>

小俣における観測史上一位の日最大風速は1972年9月16日の33.5m/s、観測史上一位の日最大瞬間風速は1998年9月22日の49.4m/sです。

<積雪深>

小俣では積雪の観測を行っていないため、津における最深積雪の平年値は4cm、1962年以降の最深積雪は1994年2月12日の15cmです。

<落雷>

本発電所事業地における2012年から2016年までの5年間の落雷頻度は、落雷回数で3,001回～6,000回、落雷日数で81日～120日であり、落雷リスクはやや高いと推測される地域であるといえます。

過年度の発電状況

対象期間	自	2017年11月27日			
	至	2018年3月31日			
実績売電 量	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分	
	—	—	—	—	
	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分	
	—	—	—	4,232kWh	
	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	2018年3月分	
38,195kWh	51,911kWh	61,364kWh	72,201kWh		

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

S-24	一関市金沢第二太陽光発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産				
取得予定日	2018年8月10日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	866,000千円	特定契約 の概要	認定事業者（注1）	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	
			買取電気事業者	東北電力株式会社	
発電所の評価価値 （価格時点）	714百万円 ～990百万円 （2018年5月31日）		買取価格	32円/kWh	
土地の鑑定評価額 （価格時点）	61百万円 （2018年5月31日）		受給期間満了日	2017年7月31日以降、最初の 検針日が属する月の翌月か ら起算して240日目の検針 日の前日まで	
所在地	岩手県一関市花泉町金沢字鹿伏				
土地	地番	20番78 他4筆	設備	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	都市計画区域外		パネル出力	2,576.86kW
	面積	52,256.44㎡		パネル設置数	9,724枚
	権利形態	地上権		パネルメーカー	ジンコソーラージャパン株式会社
設備	認定日	2015年3月3日	パワコン供給者	東芝三菱電機産業システム株式会社	
	供給開始日	2017年7月31日	EPC業者	リニューアブル・ジャパン株式会社	
			発電出力	1,990.00kW	
			想定年間 発電電力量	1年目	2,840.802MWh
	残存調達 期間	18年11ヶ月	想定設備 利用率	10年目	2,712.966MWh
				20年目	2,570.926MWh
				1年目	12.68%
調達期間 満了日	2037年7月30日	架台基礎構造	10年目	12.02%	
			20年目	11.39%	
調達価格	32円/kWh	権利形態	所有権		
担保設定の有無	有（注2）				
オペレーター	リニューアブル・ジャパン株式会社	O&M業者	リニューアブル・ジャパン株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産については、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク、信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクに係る潜在的リスクがありますが、本管理会社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施します。				
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは、化石燃料に比して枯渇の心配がなく永続的に利用可能であり、また、化石燃料を用いた発電設備に比べ、二酸化炭素の発生が抑制できることによる、温室効果ガス削減、自然環境への負荷軽減に貢献します。 輸入エネルギー資源に依存することのない再生可能エネルギー発電設備の普及による、日本のエネルギー自給率向上に貢献します。 				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 本物件の隣地との全部の境界について、境界立ち会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



- ・本物件の土地については、土地所有者（森林組合）を地上権設定者、東急不動産株式会社を地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は以下のとおりです。

(地上権設定契約の概要①)

地上権設定者：森林組合

地上権者：本投資法人

存続期間：2016年2月2日から2039年2月1日まで

地代：年額1,593千円

敷金・保証金：3,200千円

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者が契約上の地位を第三者に譲渡する場合には相手方の承諾が必要です。

(地上権設定契約の概要②)

地上権設定者：森林組合

地上権者：本投資法人

存続期間：2016年6月29日から2039年2月1日まで

地代：年額559千円

敷金・保証金：3,200千円

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに、地上権設定者に希望する延長期間等を書面申請して、書面による地上権設定者の承認を得なければなりません。

地代改定：期間中は不可。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者が契約上の地位を第三者に譲渡する場合には相手方の承諾が必要です。

- ・本件土地のうち以下の土地を要役地、隣接地を承役地とする以下の地役権が設定されています。

(1) 地役権1

要役地：一関市花泉町金沢字有壁沢13番23

目的：①地役権者が、電柱、送電線及び埋設管を設置すること並びにその設置・保守のために立ち入ること並びに送電線に支障となる竹木及び工作物を直ちに伐採又は撤去すること、②地役権設定者が、電柱、送電線及び埋設管の設置を設置・保守等に支障となる工作物の設置及び承役地の形質変更等の行為を行わないこと

- ・本件土地のうち以下の土地を要役地、隣接地を承役地とする以下の地役権が設定されています。

(2) 地役権2

要役地：一関市花泉町金沢字有壁沢13番23

目的：①地役権者が、電柱、送電線及び埋設管を設置すること並びにその設置・保守のために立ち入ること、②地役権設定者が、埋設管及び送電線の設置を設置・保守等に支障となる工作物の設置及び承役地の形質変更等の行為を行わないこと

- ・本件土地のうち以下の土地を要役地、隣接地を承役地とする以下の地役権が設定されています。

(3) 地役権3

要役地：一関市花泉町金沢字有壁沢13番23

目的：①地役権者が、電柱、送電線及び埋設管を設置すること並びにその設置・保守のために立ち入ること、②地役権設定者が、埋設管及び送電線の設置を設置・保守等に支障となる工作物の設置及び承役地の形質変更等の行為を行わないこと

- ・本件土地のうち以下の土地を要役地、隣接地を承役地とする以下の地役権が設定されています。

(4) 地役権4

要役地：一関市花泉町金沢字有壁沢13番23

目的：①地役権者が、電柱、送電線及び埋設管を設置すること並びにその設置・保守のために立ち入ること、②地役権設定者が、埋設管及び送電線の設置を設置・保守等に支障となる工作物の設置及び承役地の形質変更等の行為を行わないこと

- ・本物件の土地の一部の道路等について、東急不動産株式会社を占有許可取得者とする、太陽光発電電気工事に伴うコンクリート柱建柱、架線、管路施設の設置等を目的とした道路占有許可を取得しています。なお、道路占有許可に係

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

る占用期間については10年毎の更新とされています。本投資法人は、本投資法人の本物件の取得に伴い、本投資法人を占有許可取得者として、当該道路占有許可と同内容の許可を新たに取得する予定です。

- (注1) 本書の日付現在、発電事業の譲渡に伴う変更認定の申請は未了となっておりますが、当該資産の取得日以降、遅滞なく経済産業大臣宛てに当該申請を行う予定であり、変更認定取得後の事業者を記載しています。
- (注2) 担保の内容につきましては、後記「(2) 担保提供の状況」をご参照ください。

基本賃料の内訳

年	基本賃料	年	基本賃料	年	基本賃料
1年目	31,511千円	8年目	74,301千円	15年目	71,195千円
2年目	76,963千円	9年目	73,858千円	16年目	70,752千円
3年目	76,520千円	10年目	73,414千円	17年目	70,308千円
4年目	76,076千円	11年目	72,970千円	18年目	69,864千円
5年目	75,632千円	12年目	72,526千円	19年目	69,421千円
6年目	75,189千円	13年目	72,083千円	20年目	45,814千円
7年目	74,745千円	14年目	71,639千円	21年目	10,035千円

(注) 基本賃料及び賃貸借契約の概要につきましては、後記「(4) 賃貸借の概要」をご参照ください。

本物件の特徴

■周辺地域の概要

本発電所は岩手県の南部に位置し、一関市の中心部から国道342号（一関街道）を南へ約7km進んだところに存しています。本発電所の北側には南岩手カントリークラブがある他、近隣には工場や農家等が散見される郊外地域となっています。最寄駅はJR東北本線、大船渡線「一ノ関」駅で南へ約7.3km（道路距離）進んだところに位置しています。

■気象条件

<気象官署>

本発電所の発電量を算出・検証するに当たって、以下の気象官署の気象データを使用しています。

発電所の近傍に位置する気象観測所	一関
気象データベース（METPV-11）で使用した地点名	一関
日射量の経年変動に使用した気象観測所	盛岡
積雪深に使用した気象観測所	一関

<日照時間>

一関の年間日照時間は1,572.9時間であり、県庁所在地の全国平均値（1,896.5時間）に比べ日照時間の短い地域であるといえます。

<風速>

一関における観測史上一位の日最大風速は1983年11月19日の13m/s、観測史上一位の日最大瞬間風速は2016年12月2日の23.8m/sです。

<積雪深>

一関における最深積雪の平年値は24cm、1962年以降の最深積雪は1984年2月27日の72cmです。

<落雷>

本発電所事業地における2012年から2016年までの5年間の落雷頻度は、落雷回数で1,501回～3,000回、落雷日数で41日～80日であり、落雷リスクは中程度と推測される地域であるといえます。

過年度の発電状況

対象期間	自	2017年7月31日			
	至	2018年3月31日			
実績売電	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN
SUSTAINABLE GROWTH

量	—	—	—	6, 220kWh
	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分
	211, 841kWh	249, 925kWh	183, 670kWh	166, 000kWh
	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	2018年3月分
	113, 870kWh	71, 899kWh	101, 700kWh	240, 451kWh

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

S-25	宮城登米市米川太陽光発電所	分類	太陽光発電設備等		
資産の概要					
特定資産の種類	再生可能エネルギー発電設備・不動産				
取得予定日	2018年8月10日	再生可能エネルギー発電設備の種類	太陽光発電設備		
取得予定価格	270,000千円	特定契約 の概要	認定事業者（注1）	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	
			買取電気事業者	東北電力株式会社	
発電所の評価価値 （価格時点）	200百万円 ～281百万円 （2018年5月31日）		買取価格	29円/kWh	
土地の鑑定評価額 （価格時点）	3百万円 （2018年5月31日）		受給期間満了日	2017年12月31日以降、最初の検針日が属する月の翌月から起算して240月日の検針日の前日まで	
所在地	宮城県登米市東和町米川字館ノ下				
土地	地番	99番1 他2筆	設備	パネルの種類	多結晶シリコン
	用途地域	都市計画区域外		パネル出力	877.50kW
	面積	13,570.00㎡		パネル設置数	2,700枚
	権利形態	地上権		パネルメーカー	トリナ・ソーラー・ジャパン・エナジー株式会社
設備	認定日	2015年6月16日	パワコン供給者	華為技術日本株式会社	
	供給開始日	2017年12月25日	EPC業者	藤崎電機株式会社	
			発電出力	875.00kW	
			想定年間 発電電力量	1年目	1,007.501MWh
	10年目	957.127MWh			
	20年目	911.792MWh			
残存調達 期間	19年4ヶ月	想定設備 利用率	1年目	13.11%	
			10年目	12.52%	
			20年目	11.86%	
調達期間 満了日	2037年12月24日	架台基礎構造	杭基礎		
調達価格	29円/kWh	権利形態	所有権		
担保設定の有無	有（注2）				
オペレーター	リニューアブル・ジャパン株式会社	O&M業者	リニューアブル・ジャパン株式会社		
リスク管理方針への適合状況	本資産については、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク、信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクに係る潜在的リスクがありますが、本管理会社の「リスク管理方針」に基づき適切なリスク管理を実施します。				
本資産の公共的性質	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーは、化石燃料に比して枯渇の心配がなく永続的に利用可能であり、また、化石燃料を用いた発電設備に比べ、二酸化炭素の発生が抑制できることによる、温室効果ガス削減、自然環境への負荷軽減に貢献します。 輸入エネルギー資源に依存することのない再生可能エネルギー発電設備の普及による、日本のエネルギー自給率向上に貢献します。 				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 本物件の隣地との全部の境界について、境界立ち会い及び書面での境界確認がなされていませんが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間に紛争等は発生していません。 本物件の土地については、土地所有者（法人及び個人）を地上権設定者、シリウス・ソーラー・ジャパン22合同会社を地上権者とする地上権が設定され登記がなされています。本投資法人取得後の地上権設定契約の概要は以下のとお 				

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

りです。

(地上権設定契約の概要①)

地上権設定者：法人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年11月5日から2038年11月4日

地代：年額302千円

敷金・保証金：なし

契約更新：期間の満了3ヶ月前までに地上権設定者に申し入れた場合は、協議の上、契約を更新することができます。

地代改定：期間中は不可。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

(地上権設定契約の概要②)

地上権設定者：個人

地上権者：本投資法人

存続期間：2017年11月24日から2038年11月23日まで

地代：年額1,364千円

敷金・保証金：なし 契約更新：期間満了の3ヶ月前までに、書面により当事者が解約の意思表示をしないときは、12ヶ月又は地上権設定者及び地上権者が合意する期間につき更新されるものとされています。

地代改定：期間中は不可。

中途解約：原則として、双方契約義務違反がない限りにおいて、期間中の解約はできないものとされています。

譲渡承諾：地上権者が契約上の地位を第三者に譲渡する場合には相手方の事前の書面による承諾が必要です。

- ・本書の日付現在、本物件の土地に、シリウス・ソーラー・ジャパン22合同会社が所有する未登記の倉庫が存在します。当該倉庫について、シリウス・ソーラー・ジャパン22合同会社がリニューアブル・ジャパンに譲渡した上で、本投資法人とリニューアブル・ジャパンの間で、当該倉庫の敷地を本投資法人よりリニューアブル・ジャパンに対して無償で使用貸借することを合意しています。
- ・本物件の土地の一部の道路等について、株式会社SOLAERJAPANを占有許可取得者とする、太陽光発電工事に伴う流末水路工、進入路、仮設進入路の設置等を目的とした道路占有許可を取得しています。なお、道路占有許可に係る占有期間については5年毎の更新とされています。本投資法人は、本投資法人の本物件の取得に伴い、本投資法人を占有許可取得者として、当該道路占有許可と同内容の許可を新たに取得する予定です。

(注1) 本書の日付現在、発電事業の譲渡に伴う変更認定の申請は未了となっておりますが、当該資産の取得日以降、遅滞なく経済産業大臣宛てに当該申請を行う予定であり、変更認定取得後の事業者を記載しています。

(注2) 担保の内容につきましては、後記「(2) 担保提供の状況」をご参照ください。

基本賃料の内訳

年	基本賃料	年	基本賃料	年	基本賃料
1年目	9,358千円	8年目	22,036千円	15年目	21,037千円
2年目	22,891千円	9年目	21,893千円	16年目	20,895千円
3年目	22,749千円	10年目	21,751千円	17年目	20,752千円
4年目	22,606千円	11年目	21,608千円	18年目	20,610千円
5年目	22,464千円	12年目	21,465千円	19年目	20,467千円
6年目	22,321千円	13年目	21,323千円	20年目	19,563千円
7年目	22,178千円	14年目	21,180千円	21年目	2,744千円

(注) 基本賃料及び賃貸借契約の概要につきましては、後記「(4) 賃貸借の概要」をご参照ください。

本物件の特徴

■周辺地域の概要

本発電所は宮城県の北部、岩手県との県境にもほど近い宮城県登米市の東部に位置しています。国道346号から県道233号をさらに東へ約2kmほど進んだところに存しています。本発電所の周囲環境は山間であり、ところどころに集落や田畑が見られます。JR東北新幹線「くりこま高原」駅からは、同駅の東方約32kmに位置しています

■気象条件

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

< 気象官署 >

本発電所の発電量を算出・検証するに当たって、以下の気象官署の気象データを使用しています。

発電所の近傍に位置する気象観測所	米山
気象データベース (METPV-11) で使用した地点名	米山
日射量の経年変動に使用した気象観測所	仙台
積雪深に使用した気象観測所	石巻

< 日照時間 >

米山の年間日照時間は1,820.0時間であり、県庁所在地の全国平均値 (1,896.5時間) に比べ日照時間のやや短い地域であるといえます。

< 風速 >

米山における観測史上一位の日最大風速は1996年1月4日の25m/s、観測史上一位の日最大瞬間風速は2009年2月14日の30.9m/sです。

< 積雪深 >

米山では積雪の観測を行っていないため、近傍の石巻における最深積雪の平年値は17cm、1962年以降の最深積雪は2014年2月9日の38cmです。

< 落雷 >

本発電所事業地における2012年から2016年までの5年間の落雷頻度は、落雷回数で501回～1,500回、落雷日数で41日～80日であり、落雷リスクはやや低いと推測される地域であるといえます。

過年度の発電状況

対象期間	自	2017年12月31日			
	至	2018年3月31日			
実績売電 量	2017年4月分	2017年5月分	2017年6月分	2017年7月分	
	—	—	—	—	
	2017年8月分	2017年9月分	2017年10月分	2017年11月分	
	—	—	—	—	
	2017年12月分	2018年1月分	2018年2月分	2018年3月分	
	8,802kWh	42,292kWh	59,362kWh	98,592kWh	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



(2) 担保提供の状況

本日付で公表の「資金の借入れに関するお知らせ」に記載の借入れに際し、取得予定資産に関し、本投資法人が所有又は保有する資産等に対し、本投資法人を担保権設定者として、協調融資団（注）を担保権者とする譲渡担保権、抵当権又は質権が設定される予定です。

（注）「協調融資団」は、株式会社三井住友銀行、株式会社あおぞら銀行及びその他の金融機関のシンジケート団から構成されます。

(3) オペレーターの概要

取得予定資産のオペレーターは、いずれもリニューアブル・ジャパン株式会社であり、その概要は以下のとおりです。

オペレーターの名称	リニューアブル・ジャパン株式会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 眞邊 勝仁
事業の内容	太陽光発電事業、風力発電事業、地熱発電事業、小水力発電事業、関連器材輸入事業、コンサルティング事業、金融商品取引業、宅地建物取引業、特定建設業
資本金	1,375,450千円（2018年4月1日現在）
設立年月日	2012年1月25日
純資産	1,573百万円（2017年12月末日現在）
総資産	13,178百万円（2017年12月末日現在）
大株主及び持株比率	株式会社H&Tコーポレーション 47.3% Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd 15.8% 眞邊 勝仁 11.8%
本投資法人・本管理会社と当該会社の関係	
資本関係	当該会社は、本日現在において、本投資法人の発行済投資口数の2.9%程度の投資口を保有しています。また、当該会社は、本管理会社の親会社（出資割合100%）であり、投信法に定める利害関係人等に該当します。
人的関係	本投資法人とオペレーターとの間には、人的関係はありません。
取引関係	<ul style="list-style-type: none"> 本投資法人は、本管理会社及びオペレーターとの間で、スポンサーサポート契約及び商標使用権許諾契約（いずれもその後の変更を含みます。）を締結しています。 本投資法人は、日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社及びオペレーターとの三者間でオペレーター業務委託契約（その後の変更及び追加を含みます。）を締結しています。 本投資法人は、オペレーターとの間で長期修繕計画策定業務委託契約（その後の変更及び追加を含みます。）を締結しています。
関連当事者への該当状況	オペレーターは、本管理会社の関連当事者に該当します。当該会社は本管理会社の親会社です。また、当該会社は投信法第201条に定める利害関係人等及び本管理会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者に該当します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



(4) 賃貸借の概要

取得予定資産に係る賃貸借の概要は、以下のとおりです。

取得予定資産の賃貸借の概要																																																	
賃借人	日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社																																																
賃貸借期間	2018年8月10日から2038年8月9日まで																																																
賃料	<p>以下に定める方法により算定した基本賃料及び変動賃料</p> <p>1. 各月の取得予定資産に係る基本賃料（以下「基本賃料C」といいます。）は、以下に定めるところに従い計算するものとします。</p> <p>(1) 各月の基本賃料Cは、以下に記載する月の区分に応じて、以下に掲げる計算式により算出される額とします。なお、以下において1年間とは、毎年2月1日から翌年1月31日までの期間をいうものとします（ただし、1年目は発電設備等追加賃貸借契約確認書の賃貸借期間の開始日たる2018年8月10日から2019年1月31日までの期間を、21年目は2038年2月1日から取得予定資産の賃貸期間満了日たる2038年8月9日までの期間をいうものとします。）。</p> <p>(i) 2月、3月、4月、11月、12月、1月</p> $(X - Y) \div 12 \times 0.8$ <p>(ii) 5月、6月、7月、8月、9月、10月</p> $(X - Y) \div 12 \times 1.2$ <p>X：当該月が属する各年目の、総予想売電収入額C（本表末尾に記載する、賃借人が本投資法人から賃貸する取得予定資産に係る各月の予想売電収入額の合計額をいいます。）の1年間の合計金額</p> <p>Y：当該月が属する各年目の、賃借人の本件事業のうち取得予定資産に関する必要経費（賃借人の公租公課、本件業務に関する保険料（財物保険を除く。）、及び業務受託者への業務委託料の支払いを含みますが、これらに限られません。以下「本件必要経費C」といいます。）の1年目については金31,788千円、21年目については金30,850千円）</p> <p>発電設備等追加賃貸借契約確認書締結日から起算して、1年目から21年目までの各年目毎の基本賃料Cは、下表に記載のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>基本賃料C</th> <th>年</th> <th>基本賃料C</th> <th>年</th> <th>基本賃料C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>227,511千円</td> <td>8年目</td> <td>511,891千円</td> <td>15年目</td> <td>487,485千円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>529,310千円</td> <td>9年目</td> <td>508,955千円</td> <td>16年目</td> <td>483,977千円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>526,374千円</td> <td>10年目</td> <td>505,296千円</td> <td>17年目</td> <td>480,485千円</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>523,438千円</td> <td>11年目</td> <td>501,789千円</td> <td>18年目</td> <td>476,931千円</td> </tr> <tr> <td>5年目</td> <td>520,502千円</td> <td>12年目</td> <td>498,115千円</td> <td>19年目</td> <td>469,633千円</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>517,567千円</td> <td>13年目</td> <td>494,546千円</td> <td>20年目</td> <td>334,620千円</td> </tr> <tr> <td>7年目</td> <td>514,813千円</td> <td>14年目</td> <td>491,039千円</td> <td>21年目</td> <td>77,413千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 取得予定資産の当該月の実績売電収入の合計額（以下「総実績売電収入額C(注1)」といいます。）が、当該月の総予想売電収入額C(注2)を下回った場合には、以下に従い基本賃料を算定します。</p> <p>(i) 当該減収が、賃借人の責めに帰すべき事由に起因して生じた場合、その翌々月の基本賃料の額から、当該減収が生じた当該月の総予想売電収入額Cと総実績売電収入額Cの差額を控除するものとします。</p> <p>(ii) 当該減収が、天災事変その他の賃借人及び賃借人のいずれの責めにも帰すことのできない事由に基づき生じた場合には、その対応につき賃借人及び賃借人が協議の上で決定します。</p> <p>(3) (1) 及び (2) に基づき1ヶ月に満たない月の基本賃料Cを算出するに当たっては、(1) 及び (2) に従い算出される金額を日割にて計算した金額とします。</p> <p>(注1)「総実績売電収入額C」とは、当該月の前月に売電された電力量に基づき、特定契約に従い電気事業者から支払われる電力量料金をいいます。</p> <p>(注2)「総予想売電収入額C」とは、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として「テクニカルレポート」に記載された各太陽光発電設備についての当該月の前月の予想発電電力量に各太陽光発電設備に適用される再生可能エネルギー特別措置法に定める調達価格を乗じて算出した予想売電収入額の合計をいいます。</p> <p>2. 各月の変動賃料は、(i) 当月の総実績売電収入額（総実績売電収入額A(注1)、総実績売電収入額B(注2)及び総実績売電収入額Cの合計額をいいます。）が当月の総予想売電収入額（総予想売電収入額A(注1)、総予想売電収入額B(注2)及び総予想売電収入額Cの合計額をいいます。）の110%に相当する金額以下の金額である場合、0円とし、(ii) 当月の総実績売電収入額が当月の総予想売電収入</p>	年	基本賃料C	年	基本賃料C	年	基本賃料C	1年目	227,511千円	8年目	511,891千円	15年目	487,485千円	2年目	529,310千円	9年目	508,955千円	16年目	483,977千円	3年目	526,374千円	10年目	505,296千円	17年目	480,485千円	4年目	523,438千円	11年目	501,789千円	18年目	476,931千円	5年目	520,502千円	12年目	498,115千円	19年目	469,633千円	6年目	517,567千円	13年目	494,546千円	20年目	334,620千円	7年目	514,813千円	14年目	491,039千円	21年目	77,413千円
	年	基本賃料C	年	基本賃料C	年	基本賃料C																																											
1年目	227,511千円	8年目	511,891千円	15年目	487,485千円																																												
2年目	529,310千円	9年目	508,955千円	16年目	483,977千円																																												
3年目	526,374千円	10年目	505,296千円	17年目	480,485千円																																												
4年目	523,438千円	11年目	501,789千円	18年目	476,931千円																																												
5年目	520,502千円	12年目	498,115千円	19年目	469,633千円																																												
6年目	517,567千円	13年目	494,546千円	20年目	334,620千円																																												
7年目	514,813千円	14年目	491,039千円	21年目	77,413千円																																												

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び賃貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



額の110%に相当する金額を上回る金額である場合、当月の総実績売電収入額と当月の総予想売電収入額の110%に相当する金額の差額の50%に相当する金額とします。なお、1円未満の端数を生じた場合は、当該端数は切り捨てます。

(注1)「総実績売電収入額A」とは、本投資法人が2017年3月に取得した国内インフラ資産に係る当該月の前月に売電された電力量に基づき、特定契約に従い電気事業者から支払われる電力量料金をいいます。また、「総予想売電収入額A」とは、本投資法人が2017年3月に取得した国内インフラ資産に係る近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として「テクニカルレポート」に記載された各太陽光発電設備についての当該月の前月の予想発電電力量に各太陽光発電設備に適用される再生可能エネルギー特別措置法に定める調達価格を乗じて算出した予想売電収入額の合計をいいます。

(注2)「総実績売電収入額B」とは、本投資法人が2018年2月に取得した国内インフラ資産に係る当該月の前月に売電された電力量に基づき、特定契約に従い電気事業者から支払われる電力量料金をいいます。また、「総予想売電収入額B」とは、本投資法人が2018年2月に取得した国内インフラ資産について、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセンタイル）50の数値として「テクニカルレポート」に記載された各太陽光発電設備についての当該月の前月の予想発電電力量に各太陽光発電設備に適用される再生可能エネルギー特別措置法に定める調達価格を乗じて算出した予想売電収入額の合計をいいます。

3. 上記1.及び2.において、各月の実績売電収入とは、当該月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量及び当該月の翌月の検針日に計量された電力量のうち日割にて計算した当該月内の電力量の合計額に基づく料金に、以下の金額の合計額を加算したものをいいます。

- (1) 当該月に行われた出力抑制に係る出力抑制補償金の金額
- (2) 賃借人が契約当事者となるプロジェクト関連契約に基づき、賃借人が契約相手方から受領する売電収入の補填として受領する賠償金又は補償金の合計額

4. 上記2.に基づき1ヶ月に満たない期間に係る変動賃料を算出するに当たっては、上記3.の趣旨に従って算出した当該月の日割実績売電収入及び日割にて計算した当該月の予想売電収入額を用いるものとします。

発電設備等追加賃貸借契約確認書締結日から起算して、1年目から21年目までの各年目毎の総予想売電収入額Cは、下表に記載のとおりです。

年	総予想売電収入額C	年	総予想売電収入額C	年	総予想売電収入額C
1年目	258,366千円	8年目	579,572千円	15年目	554,570千円
2年目	597,416千円	9年目	576,565千円	16年目	550,977千円
3年目	594,409千円	10年目	572,816千円	17年目	547,400千円
4年目	591,401千円	11年目	569,224千円	18年目	543,759千円
5年目	588,394千円	12年目	565,460千円	19年目	536,283千円
6年目	585,386千円	13年目	561,804千円	20年目	397,976千円
7年目	582,565千円	14年目	558,211千円	21年目	109,512千円

期間満了時の更新について
 期間満了日の6ヶ月前までに賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、当該発電設備及び当該土地の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。

賃料改定について
 賃貸人及び賃借人は、取得予定資産に関し、再エネ特措法上の調達期間が経過した場合には、協議の上合意により、当該調達期間が経過した取得予定資産に関連する基本賃料及び変動賃料を改定することができるものとします。

中途解約について
 1. 賃貸人又は賃借人は、その相手方に対して書面により通知の上、本契約を2028年8月11日付で解約することを申し入れることができるものとします。ただし、当該解約の通知は、2028年2月11日（ただし、当該日が賃貸人及び本資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）までに相手方に到達しなければならない。当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。
 2. 前項に定める解約可能日を経過した場合、賃貸人及び賃借人は、その後の賃貸借期間中における本契約の中途解約に関する規定の要否及び（必要となる場合）内容について、誠実に協議するものとします。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



4. 取得先の概要

S-19 北海道苫小牧市柏原太陽光発電所（設備部分）、S-21 三重伊勢市赤目太陽光発電所、S-22 三重伊勢市岡山太陽光発電所、S-24 一関市金沢第二太陽光発電所

名 称	東急不動産株式会社
所 在 地	東京都港区南青山二丁目6番21号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 大隈 郁仁
事 業 内 容	土地建物の管理、賃貸、売買、仲介、コンサルティング及び鑑定
資 本 金	57,551百万円（2018年3月末日現在）
設 立 年 月 日	1939年9月5日
純 資 産	314,772百万円（2018年3月末日現在）
総 資 産	1,328,258百万円（2018年3月末日現在）
大 株 主 及 び 持 株 比 率	東急不動産ホールディングス株式会社（100%）
本投資法人・本管理会社と当該会社の関係	
資 本 関 係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、資本関係はありません。
人 的 関 係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、人的関係はありません。
取 引 関 係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、取引関係はありません。
関 連 当 事 者 等 へ の 該 当 状 況	売主は、本投資法人・本管理会社の関連当事者に該当しません。また、当該会社は投信法上の利害関係人等及び本管理会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者に該当しません。

S-18 北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所

名 称	芦別ソーラー合同会社
所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号リニューアブル・ジャパン株式会社内
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表社員 一般社団法人RJパワープラント 職務執行者 吉田 謙一
事 業 内 容	自然エネルギー等による発電、電気の供給及び販売 自然エネルギー等による発電にかかわる設備の設置、運用及び保守管理業務
資 本 金	1万円（2018年3月末日現在）
設 立 年 月 日	2013年6月21日
純 資 産	△3,063万円（2018年3月末日現在）
総 資 産	1,477百万円（2018年3月末日現在）
大 株 主 及 び 持 株 比 率	一般社団法人RJパワープラント（100%）
本投資法人・本管理会社と当該会社の関係	
資 本 関 係	本投資法人、本管理会社と売主の間には、資本関係はありません。
人 的 関 係	本投資法人、本管理会社と売主の間には、人的関係はありません。
取 引 関 係	本投資法人、本管理会社と売主の間には、取引関係はありません。
関 連 当 事 者 等 へ の 該 当 状 況	売主は、本管理会社の関連当事者に該当します。また、当該会社は投信法第201条に定める利害関係人等及び本管理会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者に該当します。

S-20 宮城泉区実沢太陽光発電所

名 称	ひまわり発電所合同会社
所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号リニューアブル・ジャパン株式会社内
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表社員 合同会社のぞみ 職務執行者 眞邊 勝仁
事 業 内 容	太陽光発電所の建設及び運営、太陽光等を利用した発電業務及び電力の販売、太陽光等を利用した発電システムの設置及び販売、太陽光等を利用した発電システムの保守及びコンサルティング業務
資 本 金	1万円（2017年12月末日現在）
設 立 年 月 日	2015年4月16日
純 資 産	△5万円（2017年12月末日現在）
総 資 産	848百万円（2017年12月末日現在）

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

大株主及び持株比率	合同会社のみ (100%)
本投資法人・本管理会社と売主の関係	
資本関係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、資本関係はありません。
人的関係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、人的関係はありません。
取引関係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、取引関係はありません。
関連当事者等への該当状況	売主は、本管理会社の関連当事者に該当します。また、当該会社は投信法第 201 条に定める利害関係人等及び本管理会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者に該当します。

S-25 宮城登米市米川太陽光発電所

名称	シリウス・ソーラー・ジャパン 22 合同会社
所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号リニューアブル・ジャパン株式会社内
代表者の役職・氏名	代表社員 合同会社アールジェイ 3 号 職務執行者 萩原 聡
事業内容	太陽光等のクリーンエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る電力を含むエネルギーの発電・送電・電力供給・売買・取引に関する業務 太陽光等のクリーンエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る発電・送電・電力供給に関する施設、設備、システムの開発・製造・設置・運営・保守・管理・売買・賃貸借に関する業務
資本金	1 円 (2017 年 11 月末日現在)
設立年月日	2016 年 12 月 27 日
純資産	△6 万円 (2017 年 11 月末日現在)
総資産	176 百万円 (2017 年 11 月末日現在)
大株主及び持株比率	合同会社アールジェイ 3 号 (100%)
本投資法人・本管理会社と売主の関係	
資本関係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、資本関係はありません。
人的関係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、人的関係はありません。
取引関係	本投資法人、本管理会社と売主との間には、取引関係はありません。
関連当事者等への該当状況	売主は、本管理会社の関連当事者に該当します。また、当該会社は投信法第 201 条に定める利害関係人等及び本管理会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者に該当します。

S-19 北海道苫小牧市柏原太陽光発電所 (土地部分)、S-23 三重平生太陽光発電所

取得先はリニューアブル・ジャパン株式会社であり、その概要は前記「3. 取得予定資産の内容 (3) オペレーターの概要」に記載のとおりです。

5. 利害関係人等との取引

① 取引の種別：特定資産の取得

利害関係人等との取得予定資産の売買取引等については、以下のとおりです。

購入先	購入物件	購入金額 (百万円)	取引総額に 占める割合
リニューアブル・ジャパン株式会社	北海道苫小牧市柏原太陽光発電所 (土地部分)	23	0.4%
	三重平生太陽光発電所	265	4.4%
芦別ソーラー合同会社	北海道芦別市 1 号・2 号・3 号太陽光発電所	1,517	25.2%
ひまわり発電所合同会社	宮城泉区実沢太陽光発電所	1,079	17.9%
シリウス・ソーラー・ジャパン 22 合同会社	宮城登米市米川太陽光発電所	270	4.5%

② 取引の種別：特定資産の業務委託料

利害関係人等に対する取得予定資産に係る長期修繕計画策定業務の業務委託料 (長期修繕計画策定業務

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産 (太陽光発電所) の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

に関してオペレーターに支払うことを見込んでいる報酬)については、以下のとおりです。

報酬の種類	金額	支払方法及び支払時期
業務委託料	1 発電設備当たり 50,000 円 (消費税・地方消費税別途)	<ul style="list-style-type: none"> 本投資法人は、業務委託料について、毎年1月末日までにリニューアブル・ジャパン株式会社の指定する銀行預金口座に振込む方法により支払います。 振込手数料は本投資法人が負担するものとします。

③ 取引の種別：特定資産の賃貸借

本投資法人は、利害関係人等である日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社と取得予定資産に係る賃貸借契約を締結しました。当該賃貸収入等の概要については、前記「3. 取得予定資産の内容 (4) 賃貸借の概要」に記載のとおりです。なお、日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社は、各取得予定資産について、本投資法人による当該資産の取得後遅滞なく、当該資産の売主より特定契約上の地位の承継を受ける予定ですが、当該特定契約上の地位の承継前において当該資産の売主が発電事業者として収受する売電収入は、当該資産の売主と日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社の間で精算され、本投資法人は、特定契約上の地位の承継の前後を問わず、日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社との間の賃貸借契約に基づく賃料を収受します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



6. 資産取得者等の状況

※ ① 会社名・氏名、② 特別な利害関係にある者との関係、③ 取得経緯・理由等

資産名 (所在地)	前所有者・信託受益者	前々所有者・信託受益者	前々々所有者・信託受益者
	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期
北海道芦別市1号・2号・3号 太陽光発電所 (北海道芦別市上芦別町56番 83 他12筆)	① 芦別ソーラー合同会社 ② 本管理会社の親会社である リニューアブル・ジャパン 株式会社が100%匿名組合 出資し、アセットマネジメ ント業務を受託する特別目 的会社 ③ (土地部分) 本発電所の開発と発電事業 の目的 (設備部分) 本発電所の開発と発電事業 の目的	(土地部分) 特別な利害関係にある者以外 (設備部分) —	—
	— (土地については、前所有者が 新規に地上権の設定を受けて おり、取得価格はありませ ん。また、設備については、 前々所有者がいないため、 非開示としています。)	—	—
	2017年8月(土地、地上権設定 時期) 2017年12月、2018年2月(設 備、新設時期)	—	—
北海道苫小牧市柏原太陽光発 電所(注1) (北海道苫小牧市市柏原6番 88 他1筆)	(土地部分) ① リニューアブル・ジャパン 株式会社 ② 本管理会社の親会社 ③ 本発電所の開発と発電事業 の目的 (設備部分) 特別な利害関係にある者以外	(土地部分) 特別な利害関係にある者以外 (設備部分) ① 合同会社RJエナジー(注2) ② 本管理会社の親会社 ③ 本発電所の開発と発電事業 の目的	—
	非開示 (土地については、前所有者が1 年を超えて物件を所有して おり、設備について、前所有者 より取得価格の開示の同意が 得られないため、非開示とし ています。)	— (設備については、前々々所有 者がいないため、非開示とし ています。)	—
	2016年9月(土地、取得時期) 2017年6月(土地、地上権設定 時期) 2017年6月(設備、取得時期)	2017年3月(設備、新設時期)	—
宮城県実況太陽光発電所 (宮城県仙台市泉区実況字葉 山下1番1 他18筆)	① ひまわり発電所合同会社 ② 本管理会社の親会社である リニューアブル・ジャパン 株式会社が100%匿名組合 出資し、アセットマネジメ ント業務を受託する特別目 的会社 ③ (土地部分) 本発電所の開発と発電事業 の目的 (設備部分)	(土地部分) 特別な利害関係にある者以外 (設備部分) —	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

資産名 (所在地)	前所有者・信託受益者	前々所有者・信託受益者	前々々所有者・信託受益者
	本発電所の開発と発電事業の目的		
	— (土地については、前所有者が新規に地上権の設定を受けており、取得価格はありません。また、設備については、前々所有者がいないため、非開示としています。)	—	—
	2016年8月(土地、地上権設定時期) 2018年2月(設備、新設時期)	—	—
三重伊勢市赤目太陽光発電所 (注1) (三重県伊勢市柏町字赤目777番1 他24筆)	特別な利害関係にある者以外	① 合同会社赤目 ② 本管理会社の親会社であるリニューアブル・ジャパン株式会社の100%子会社である一般社団法人RJパワープラントの100%子会社である特別目的会社 ③ (土地部分) 本発電所の開発と発電事業の目的 (設備部分) 本発電所の開発と発電事業の目的	(土地部分) 特別な利害関係にある者以外 (設備部分) —
	非開示 (前所有者より取得価格の開示の同意が得られないため、非開示としています。)	— (土地については前々所有者が新規に地上権の設定を受けており、取得価格はありません。設備については、前々々所有者がいないため非開示としています。)	—
	2017年6月(土地、地上権移転時期) 2017年6月(設備、取得時期)	2015年9月、2015年12月(土地、地上権設定時期) 2016年8月(設備、新設時期)	—
三重伊勢市岡山太陽光発電所 (注1)(三重県伊勢市柏町字岡山1616番2 他24筆)	特別な利害関係にある者以外	① 合同会社岡山 ② 本管理会社の親会社であるリニューアブル・ジャパン株式会社の100%子会社である一般社団法人パワープラントの100%子会社である特別目的会社 ③ (土地部分) 本発電所の開発と発電事業の目的 (設備部分) 本発電事業の開発と発電事業の目的	(土地部分) 特別な利害関係にある者以外 (設備部分) —
	非開示 (前所有者より取得価格の開示の同意が得られないため、非開示としています。)	— (土地については、前々所有者が新規に地上権の設定を受けており、取得価格はありません。設備については、前々々所有者がいないため非開示としています。)	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



資産名 (所在地)	前所有者・信託受益者	前々所有者・信託受益者	前々々所有者・信託受益者
	2017年6月(土地、地上権移転時期) 2017年6月(設備、取得時期)	2015年9月、2015年10月、2015年12月(土地、地上権設定時期) 2016年8月(設備、新設時期)	—
三重平生太陽光発電所 (三重県度会郡度会町平生字平山神殿390番 他5筆)	(土地部分(一部)) ① 合同会社RJエナジー(注2) ② 本管理会社の親会社 ③ 本発電所の開発と発電事業の目的 (土地部分(一部)) 特別な利害関係にある者以外 (設備部分) ① リニューアブル・ジャパン株式会社 ② 本管理会社の親会社 ③ 本発電所の開発と発電事業の目的	(土地部分) 特別な利害関係にある者以外 (設備部分) —	—
	非開示 (土地について、前所有者が1年を超えて物件を所有しており、設備について、前々所有者がいないため、非開示としています。)	—	—
	2016年3月、2016年5月(土地、取得時期) 2014年9月(土地、地上権設定時期) 2017年11月(設備、新設時期)	—	—
一関市金沢第二太陽光発電所 (注1) (岩手県一関市花泉町金沢字鹿伏20番78 他4筆)	特別な利害関係にある者以外	① 合同会社金沢第二 ② 本管理会社の親会社でありリニューアブル・ジャパン株式会社の100%子会社である特別目的会社 ③ (土地部分) 本発電所の開発と発電事業の目的 (設備部分) 本発電所の開発と発電事業の目的	(土地部分) 特別な利害関係にある者以外 (設備部分) —
	非開示 (前所有者より取得価格の開示の同意が得られないため、非開示としています。)	(土地については前々所有者が新規に地上権の設定を受けており、取得価格はありません。設備については、前々所有者がいないため非開示としています。)	—
	2017年8月(土地、地上権移転時期) 2017年8月(設備、取得時期)	2016年2月、2016年6月(土地、地上権設定時期) 2017年7月(設備、新設時期)	—
宮城登米市米川太陽光発電所 (宮城県登米市東和町米川字館ノ下99番1 他2筆)	① シリウス・ソーラー・ジャパン22合同会社 ② 本管理会社の親会社であるリニューアブル・ジャパン株式会社の100%子会社である合同会社アールジェイ3号の100%子会社である特別目的会社 ③ (土地部分) 本発電所の開発と発電事業	(土地部分) 特別な利害関係にある者以外 (設備部分) —	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



資産名 (所在地)	前所有者・信託受益者	前々所有者・信託受益者	前々々所有者・信託受益者
	の目的 (設備部分) 本発電所の開発と発電事業 の目的		
	— (注3)	—	—
	2017年11月(土地(一部)、地 上権設定時期) 2017年12月(土地(一部)、地 上権移転時期) 2018年3月(設備、新設時期)	—	—

(注1) 北海道苫小牧市柏原太陽光発電所(設備部分)、三重伊勢市赤目太陽光発電所、三重伊勢市岡山太陽光発電所及び一関市金沢第二太陽光発電所の4物件の前所有者は東急不動産株式会社ですが、前々所有者はいずれも本管理会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者(以下「スポンサー等」といいます。)に該当します。当該4物件については、スポンサーサポート契約に基づき、スポンサーより本投資法人へ優先売買交渉権が付与されましたが、スポンサー等の売却希望時期と本投資法人の取得可能時期が合致せず、本投資法人は当該物件の取得を一旦見送り、その後スポンサー等はリニューアブル・ジャパン株式会社の資本業務提携先である東急不動産株式会社へ当該4物件を譲渡しました。今般、本投資法人の資産の追加取得のタイミングにおいて、リニューアブル・ジャパン株式会社を介して、当該4物件の売買について東急不動産株式会社と条件交渉を行った結果、売買条件が合意に至ったため、当該4物件を取得するものです。なお、当該4物件の本投資法人の取得予定価格は、利害関係者取引規程に定める資産の取得価格の上限であるバリュエーションレポートの評価価値の上限以下としています。

(注2) 合同会社RJエナジーは、2017年3月1日付でリニューアブル・ジャパンと合併し同日付で消滅しており、本書の日付現在の土地前所有者はリニューアブル・ジャパンです。

(注3) 宮城登米市米川太陽光発電所の土地については、その一部については前地上権者が地上権の新規設定を受けており、他の部分については前地上権者が地上権を発電プロジェクト等の他の資産と一体として取得したことから、当該土地全体の地上権の取得価格を算出することができないため、記載を省略しています。

7. 媒介の概要

上記に係る取引については、該当事項はありません。

8. 今後の見通し

2019年1月期(第4期)及び2019年7月期(第5期)の本投資法人の運用状況の見通しについては、本日付で公表の「2019年1月期(第4期)の運用状況の予想の修正及び2019年7月期(第5期)の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

9. 評価書類の概要

(1) バリュエーションレポートの概要

「バリュエーションレポートの概要」は、本投資法人が、投信法等の諸法令、投信協会の定める諸規則並びに本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準に基づき、PwCサステナビリティ合同会社に各取得予定資産の価格評価を委託し作成された各バリュエーションレポートの概要を記載しています。「非課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法の導管性要件を満たすことで、分配金の損金算入が可能な期間を意味し、「課税期間」は、本投資法人が租税特別措置法上の導管性要件を満たすことができない期間を意味します。「課税期間」は、2037年2月1日から開始します。

当該各価格評価は、一定時点における評価者の判断と意見に留まり、その内容の妥当性、正確性及び当該評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、価格評価を行ったPwCサステナビリティ合同会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

また、評価機関の位置付け及び責任は以下のとおりです。

- ・評価機関の評価業務は保証業務に該当せず、評価機関は評価額について何ら保証するものではありません。
- ・評価額は評価機関から入手したバリュエーションレポートに基づき、本投資法人の責任により投資家に向けて開示されるものであり、評価機関は投資家に対していかなる義務・責任も負いません。
- ・評価の前提となる情報及び資料については、本管理会社から提供を受けたものを利用し、評価機関はその内容の真実性・正確性・網羅性について検証等の義務を負っていません。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産(太陽光発電所)の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

S-18 北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所

バリュエーションレポートの概要			
物件名称	北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所		
評価価値	1,213百万円～1,700百万円		
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社		
価格時点	2018年5月31日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ（2013年6月から2018年5月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	1.5%	
評価価値	1,700百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値	
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成30年度以降の調達価格等に関する意見」において、調達価格を検討する際に想定されている税引前IRRは5%（太陽光発電（10kW以上）の場合）である一方で、「平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見」の「参考10 運転開始設備のIRR水準」に記載された1,000kW以上の2014年10～12月期運転開始設備を対象としたIRRの、件数ベースの中央値付近と推測される7%を直近事例の実績IRRと推測し、これをFIT制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定IRR（税引前）の差である1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値	1,213百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値	
その他評価機関が評価に当たって特別に留意した事項		—	

S-19 北海道苫小牧市柏原太陽光発電所

バリュエーションレポートの概要			
物件名称	北海道苫小牧市柏原太陽光発電所		
評価価値	699百万円～988百万円		
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社		
価格時点	2018年5月31日		
項目	内容	概要等	
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%	東証上場リートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ（2013年6月から2018年5月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
	課税期間	1.5%	
評価価値	988百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値	
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成30年度以降の調達価格等に関する意見」において、調達価格を検討する際に想定されている税引前IRRは5%（太陽光発電（10kW以上）の場合）である一方で、「平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見」の「参考10 運転開始設備のIRR水準」に記載された1,000kW以上の2014年10～12月期運転開始設備を対象としたIRRの、件数ベースの中央値付近と推測される7%を直近事例の実績IRRと推測し、これをFIT制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定IRR（税引前）の差である1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値	699百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

その他評価機関が評価に当たって特別に留意した事項	—
--------------------------	---

S-20 宮城泉区実沢太陽光発電所

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	宮城泉区実沢太陽光発電所	
評価価値	918百万円～1,288百万円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%
	課税期間	1.5%
評価価値	1,288百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%
	課税期間	6.0%
評価価値	918百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価に当たって特別に留意した事項	—	

S-21 三重伊勢市赤目太陽光発電所

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	三重伊勢市赤目太陽光発電所	
評価価値	707百万円～973百万円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%
	課税期間	1.5%
評価価値	973百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%
	課税期間	6.0%

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



		ある1%で調整して得た数値
評価価値	707百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価に当たって特別に留意した事項		—

S-22 三重伊勢市岡山太陽光発電所

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	三重伊勢市岡山太陽光発電所	
評価価値	298百万円～410百万円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%
	課税期間	1.5%
評価価値	410百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%
	課税期間	6.0%
評価価値	298百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価に当たって特別に留意した事項		—

S-23 三重平生太陽光発電所

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	三重平生太陽光発電所	
評価価値	223百万円～308百万円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%
	課税期間	—%
評価価値	308百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%
	課税期間	—%

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



		載された1,000kW以上の2014年10-12月期運転開始設備を対象としたIRRの、件数ベースの中央値付近と推測される7%を直近事例の実績IRRと推測し、これをFIT制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定IRR（税引前）の差である1%で調整して得た数値
評価価値	223百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価に当たって特別に留意した事項		—

S-24 一関市金沢第二太陽光発電所

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	一関市金沢第二太陽光発電所	
評価価値	714百万円～990百万円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%
	課税期間	1.5%
評価価値	990百万円	東証上場リーートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ（2013年6月から2018年5月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%
	課税期間	6.0%
評価価値	714百万円	インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価に当たって特別に留意した事項		—

S-25 宮城登米市米川太陽光発電所

バリュエーションレポートの概要		
物件名称	宮城登米市米川太陽光発電所	
評価価値	200百万円～281百万円	
評価機関	PwCサステナビリティ合同会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
割引率 (WACC)	非課税期間	1.8%
	課税期間	1.5%
評価価値	281百万円	東証上場リーートを類似企業とし、各銘柄のTOPIXに対するベータのデータ（2013年6月から2018年5月までの期間）を利用し推定された資本コストと負債コストを、評価対象期間のウェイトで加重平均して得た数値
評価価値		インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



割引率 (IRR)	非課税期間	6.0%	「平成30年度以降の調達価格等に関する意見」において、調達価格を検討する際に想定されている税引前IRRは5%（太陽光発電（10kW以上）の場合）である一方で、「平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見」の「参考10 運転開始設備のIRR水準」に記載された1,000kW以上の2014年10-12月期運転開始設備を対象としたIRRの、件数ベースの中央値付近と推測される7%を直近事例の実績IRRと推測し、これをFIT制度における利潤配慮期間の前後で調達価格等算定委員会が想定している想定IRR（税引前）の差である1%で調整して得た数値
	課税期間	6.0%	
評価価値	200百万円		インカム・アプローチのうち、将来フリー・キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価方法（DCF法）を用いて算定された数値
その他評価機関が評価に当たって特別に留意した事項			—

(2) 鑑定評価書の概要

「不動産鑑定評価書の概要」は、本投資法人が、不動産の鑑定評価に関する法律並びに国土交通省の定める不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項に基づき、一般財団法人日本不動産研究所又はシービーアールイー株式会社に各取得予定資産の土地の鑑定評価を委託し作成された各不動産鑑定評価書の概要を記載しています。当該各不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見に留まり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、不動産鑑定評価を行った一般財団法人日本不動産研究所又はシービーアールイー株式会社と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

S-18 北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所	
鑑定評価額（土地）	169百万円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による収益価格（設備及び土地）	1,380百万円	—
割引率	4.1%	リスクフリーレートにリスクプレミアムを加算した投資用不動産の基準利回りに太陽光発電事業及び対象不動産の個別要因に起因するスプレッドを加減するとともに、参考指標及び発電事業者等へのヒアリング調査の結果も総合的に勘案して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格（設備及び土地）	1,330百万円	—
土地積算価格比	13.62%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		—

S-19 北海道苫小牧市柏原太陽光発電所

不動産鑑定評価書の概要	
物件名称	北海道苫小牧市柏原太陽光発電所
鑑定評価額（土地）	141百万円
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による収益価格 (設備及び土地)	802百万円	—
割引率	4.1%	リスクフリーレートにリスクプレミアムを加算した投資用不動産の基準利回りに太陽光発電事業及び対象不動産の個別要因に起因するスプレッドを加減するとともに、参考指標及び発電事業者等へのヒアリング調査の結果も総合的に勘案して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格 (設備及び土地)	748百万円	—
土地積算価格比	19.51%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		—

S-20 宮城泉区実沢太陽光発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	宮城泉区実沢太陽光発電所	
鑑定評価額 (土地)	67百万円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による収益価格 (設備及び土地)	1,080百万円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電設備の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	613百万円	—
土地積算価格比	6.26%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		—

S-21 三重伊勢市赤目太陽光発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	三重伊勢市赤目太陽光発電所	
鑑定評価額 (土地)	49百万円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による収益価格 (設備及び土地)	814百万円	—
割引率	4.1%	リスクフリーレートにリスクプレミアムを加算した投資用不動産の基準利回りに太陽光発電事業及び対象不動産の個別要因に起因するスプレッドを加減するとともに、参考指標及び発電事業者等へのヒアリング調査の結果も総合的に勘案して査定
最終還元利回り	—	—

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売し届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



原価法による積算価格 (設備及び土地)	713百万円	—
土地積算価格比	6.81%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		—

S-22 三重伊勢市岡山太陽光発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	三重伊勢市岡山太陽光発電所	
鑑定評価額 (土地)	23百万円	
不動産鑑定評価機関	一般財団法人日本不動産研究所	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による収益価格 (設備及び土地)	344百万円	—
割引率	4.1%	リスクフリーレートにリスクプレミアムを加算した投資用不動産の基準利回りに太陽光発電事業及び対象不動産の個別要因に起因するスプレッドを加減するとともに、参考指標及び発電事業者等へのヒアリング調査の結果も総合的に勘案して査定
最終還元利回り	—	—
原価法による積算価格 (設備及び土地)	305百万円	—
土地積算価格比	7.63%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		—

S-23 三重平生太陽光発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	三重平生太陽光発電所	
鑑定評価額 (土地)	10百万円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による収益価格 (設備及び土地)	270百万円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電設備の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格 (設備及び土地)	198百万円	—
土地積算価格比	3.91%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		—

S-24 一関市金沢第二太陽光発電所

不動産鑑定評価書の概要	
物件名称	一関市金沢第二太陽光発電所
<p>ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。</p>	



鑑定評価額（土地）	61百万円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による収益価格（設備及び土地）	832百万円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電設備の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格（設備及び土地）	557百万円	—
土地積算価格比	7.41%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項	—	

S-25 宮城登米市米川太陽光発電所

不動産鑑定評価書の概要		
物件名称	宮城登米市米川太陽光発電所	
鑑定評価額（土地）	3百万円	
不動産鑑定評価機関	シービーアールイー株式会社	
価格時点	2018年5月31日	
項目	内容	概要等
DCF法による収益価格（設備及び土地）	235百万円	—
割引率	4.0%	リスクプレミアムの積み上げによる割引率及び投資家ヒアリング等による期待割引率並びに太陽光発電設備の立地、築年、稼働状況、契約条件等を総合的に考慮して査定
最終還元利回り	—	割引率、設備残存耐用年数等の物件属性、将来予測リスク、発電量の減衰率等を考慮して査定
原価法による積算価格（設備及び土地）	171百万円	—
土地積算価格比	1.37%	—
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項	—	

(3) テクニカルレポートの概要

本投資法人は、各取得予定資産について、太陽光発電設備のシステム、発電量評価、太陽光発電設備に係る各種契約の評価及び継続性（性能劣化・環境評価）の評価等に関するテクニカルレポートをイー・アンド・イーソリューションズ株式会社又は三井化学株式会社より取得しています。テクニカルレポートの記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。なお、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社及び三井化学株式会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件番号	物件名称		レポート日付	想定年間発電電力量 (MWh) (注1)		想定設備利用率 (%) (注1) (注2)		修繕費 (千円) (注3)
				1年目	636.349	1年目	12.24	
S-18	北海道芦別市	1	2018年5月	1年目	636.349	1年目	12.24	76,167

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN
RENEWABLE ENERGY INVESTMENT CORPORATION

	1号・2号・3号 太陽光発電所	号	10年目	607.713	10年目	11.69	
			20年目	575.896	20年目	11.08	
			1年目	1,362.076	1年目	12.33	
		2号	10年目	1,300.783	10年目	11.77	
			20年目	1,232.679	20年目	11.16	
			1年目	2,116.802	1年目	11.51	
		3号	10年目	2,021.546	10年目	11.77	
			20年目	1,915.706	20年目	10.90	
			1年目	2,117.935	1年目	12.63	
S-19	北海道苫小牧市柏原 太陽光発電所	2018年5月	10年目	2,082.104	10年目	12.07	(注4)
			20年目	1,940.539	20年目	11.25	
			1年目	3,261.166	1年目	12.37	
S-20	宮城泉区実沢 太陽光発電所	2018年5月	10年目	3,114.414	10年目	11.81	(注4)
			20年目	2,951.355	20年目	11.19	
			1年目	2,712.037	1年目	14.48	
S-21	三重伊勢市赤目 太陽光発電所	2018年5月	10年目	2,592.707	10年目	13.84	37,384
			20年目	2,343.199	20年目	12.51	
			1年目	1,129.305	1年目	14.16	
S-22	三重伊勢市岡山 太陽光発電所	2018年5月	10年目	1,079.614	10年目	13.54	16,992
			20年目	975.721	20年目	12.24	
			1年目	765.132	1年目	12.90	
S-23	三重平生 太陽光発電所	2018年5月	10年目	730.701	10年目	12.32	(注4)
			20年目	692.444	20年目	11.67	
			1年目	2,840.802	1年目	12.58	
S-24	一関市金沢第二 太陽光発電所	2018年5月	10年目	2,712.966	10年目	12.02	51,706
			20年目	2,570.926	20年目	11.39	
			1年目	1,007.501	1年目	13.11	
S-25	宮城登米市米川 太陽光発電所	2018年5月	10年目	962.167	10年目	12.52	(注4)
			20年目	911.792	20年目	11.80	
			1年目	2,117.935	1年目	12.63	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



- (注1) 「想定年間発電電力量」及び「想定設備利用率」は、近傍気象官署における20年間の日射量変動について統計分析を行い計算した超過確率P（パーセントイル）50の数値として[イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成]の「テクニカルレポート」に記載された、各取得予定資産に係る太陽光発電設備についての各年目の発電電力量と設備利用率のうち、発電所稼働初年度、10年度及び20年度の数値を記載しています。したがって、当該数値は、本資料において記載されている過去の一定時点における各発電所の実際の発電量及び設備利用率水準や現在の発電量及び設備利用率水準とは必ずしも一致するものではなく、また、将来における実際の発電量及び設備利用率水準又は本投資法人が予測する将来における発電量及び設備利用率水準と一致しない可能性があります。なお、太陽光発電設備の使用期間の経過に従い、発電電力量は減少し、設備利用率は低下することが想定されています。
- (注2) 「想定設備利用率」とは、「年間発電量 (kWh) ÷ (当該太陽光発電設備の定格容量 (kW) × 8,760時間 (h)) × 100」で表されます。当該計算式で用いられている太陽光発電設備の定格容量は、当該設備に係る各太陽電池モジュールの最大出力にパネル設置枚数を乗じて算出した値です。
- (注3) 「修繕費」は、20年間の大規模部品交換費用としてイー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社作成の「テクニカルレポート」に記載されたものを記載しています。
- (注4) 北海道苫小牧市柏原太陽光発電所、宮城泉区実沢太陽光発電所、三重平生太陽光発電所及び宮城登米市米川太陽光発電所は、他の発電所とは異なり、分散型PCSと呼ばれる小規模なPCSを使用していることより、不具合が生じた際に都度PCS交換をして対応します。このため、修繕費は発生しません。

(4) 地震リスク分析等の概要

本投資法人は、運用資産を取得する際のデューデリジェンスの一環として、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に依頼し、地震リスク分析の評価を行っています。当該分析は、設計図書、仕様書等をもとに、震動による被害、液状化による被害、津波による被害を考慮した総合的な評価結果に基づき、地震による太陽光発電設備のPML値（注1）を算定しています。同社作成の2018年5月付「地震リスク評価報告書－ PML 評価（Phase1）－」に記載された各取得予定資産に係る発電設備のPML値は、下表のとおりです。地震リスク評価報告書の記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。なお、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社と本投資法人及び本管理会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件番号	物件名称	PML値 (%) (注1)
S-18	北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所 (注2)	0.1未満
S-19	北海道苫小牧市柏原太陽光発電所	0.3
S-20	宮城泉区実沢太陽光発電所	0.1未満
S-21	三重伊勢市赤目太陽光発電所	5.6
S-22	三重伊勢市岡山太陽光発電所	2.7
S-23	三重平生太陽光発電所	1.4
S-24	一関市金沢第二太陽光発電所	0.1未満
S-25	宮城登米市米川太陽光発電所	0.1未満

- (注1) 「PML値」とは、対象施設又は施設群に対して最大級の損失をもたらすと考えられる、今後50年間に超過確率が10%となる地震動（再現期間475年相当の地震動）が発生し、その場合の90%非超過確率に相当する物的損失額の再調達価格に対する割合をいいます。
- (注2) 北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所については、各太陽光発電設備が設置されている各土地が、共通の所有者の所有する隣接した土地であり、一つの地上権設定契約に基づき地上権が設定されていることに鑑み、一体としてPML値を記載しています。

10. インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要

「インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要」は、本投資法人が、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に基づき、イー・アンド・イースリユーションズ株式会社又は三井化学株式会社に委託し作成された各取得予定資産の収益性及び収益継続性に係る意見書の概要を記載しています。当該各意見書は、一定時点における作成者の判断と意見に留まり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。

当該意見書の作成を行ったイー・アンド・イースリユーションズ株式会社及び三井化学株式会社と本投資

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



法人との間には、特別の利害関係はありません。

なお、S-19、S-21及びS-22については、東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則上当該意見書の取得が不要とされる基準を満たしているため、当該意見書を取得していません。

S-18 北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所

インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要	
意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	<p>環境とエネルギーのコンサルタントとして、1980年代初期より再生可能エネルギー関連業務に取り組み、全国風況マップの作成、再生可能エネルギー導入に係る実現可能性調査（Feasibility Study）、風況・太陽光発電量シミュレーション等、多様な分野において実績を重ねてきました。</p> <p>特に金融機関等を対象としたプロジェクト・ファイナンスに関連した技術デューデリジェンスの分野においては国内でも有数の実績を誇っています。</p> <p>本発電所と同様の大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、350件以上、合計出力容量約3.0GWの業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれています。</p> <p>また太陽光発電事業だけではなく、その他再生可能エネルギー発電事業（風力発電事業、水力発電事業、バイオマス発電/廃棄物発電）の技術デューデリジェンスの他、地熱発電に係る環境デューデリジェンスの分野等においても実績を有しています。</p>
意見書記載者の独立性に係る説明	<p>本意見書作成時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もありません。以上より、投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているということが出来ます。</p> <p>また、親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はありません。</p>
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	<p>本発電所は、再エネ特措法に基づき、2014年2月13日に設備認定を受けています（経済産業省20150213北海道第49、50、51号）。また、2017年12月8日付で北海道電力株式会社との間に電力の受給開始日を2018年2月16日とする「電力受給契約に付帯する覚書」が締結されています。なお、北海道電力株式会社からの2018年2月分の「購入電力量のお知らせ」を確認することにより本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけました。</p>
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	<p>本発電所の実績売電収益について、北海道電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づいて2018年2月から2018年3月分の実績売電収益について確認しました。</p>
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	<p>本発電所は既に稼働済みであり、電力の受給開始日から2018年3月現在において既に収益が得られています。</p>
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、テクニカルレポートの期待発電量P50値を採用しています。また実績発電量との比較として2018年3月分を確認し、乖離のないことを確認しました。また太陽光発電所の稼働及び維持管理に必要な主な運営費用は、維持管理費、水道光熱費、修繕費、償却資産税、損害保険料、その他費用、資本的支出が想定されます。上記収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、本投資法人の資産取得日より利益計上が可能であると結論づけました。</p>
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法によるFIT制度下において北海道電力株式会社との間に締結された「電力受給契約書」に基づき、電力の受給開始後20年間に於いて固定価格での買取が決定しています（ただし、同法第3条第8号等の場合はその限りではありません）。</p> <p>本事業において使用されている太陽光パネルは多結晶シリコンであり、太陽光パネルメーカーの出力保証、及び米再生可能エネルギー研究所（NREL）のデータ等から総</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



	<p>合的に判断して、出力低下率は1年目：0.0%、2年目以降：前年比-0.5%/年と見積りました。PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されています。立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められません。適切な維持管理項目に基づいて発電所を管理することにより安定的な売電収益が見込まれます。上記により、売電開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断されます。</p>
--	--

S-20 宮城泉区実沢太陽光発電所

インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要	
意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	<p>環境とエネルギーのコンサルタントとして、1980年代初期より再生可能エネルギー関連業務に取り組み、全国風況マップの作成、再生可能エネルギー導入に係る実現可能性調査（Feasibility Study）、風況・太陽光発電量シミュレーション等、多様な分野において実績を重ねてきました。</p> <p>特に金融機関等を対象としたプロジェクト・ファイナンスに関連した技術デューデリジェンスの分野においては国内でも有数の実績を誇っています。</p> <p>本発電所と同様の大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、350件以上、合計出力容量約3.0GWの業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれています。</p> <p>また太陽光発電事業だけではなく、その他再生可能エネルギー発電事業（風力発電事業、水力発電事業、バイオマス発電/廃棄物発電）の技術デューデリジェンスの他、地熱発電に係る環境デューデリジェンスの分野等においても実績を有しています。</p>
意見書記載者の独立性に係る説明	<p>本意見書作成時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もありません。以上より、投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているということが出来ます。</p> <p>また、親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はありません。</p>
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	<p>本発電所は、再エネ特措法に基づき、2014年11月27日に設備認定を受けています（経済産業省20140117東北第31号）。また、2018年2月23日付で東北電力株式会社との間に電力の受給開始日を2018年2月28日とする「電力受給契約確認書」が締結されています。なお、東北電力株式会社からの2017年3月分の「購入電力量のお知らせ」を確認することにより本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけました。</p>
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	<p>本発電所の実績売電収益について、東北電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づいて2018年2月から2018年3月分の実績売電収益について確認しました。</p>
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	<p>本発電所は既に稼働済みであり、電力の受給開始日から2018年3月現在において既に収益が得られています。</p>
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、テクニカルレポートの期待発電量P50値を採用しています。また実績発電量との比較として2018年3月分を確認し、乖離のないことを確認しました。また太陽光発電所の稼働及び維持管理に必要な主な運営費用は、維持管理費、水道光熱費、修繕費、償却資産税、損害保険料、その他費用、資本的支出が想定されます。上記収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、本投資法人の資産取得日より利益計上が可能であると結論づけました。</p>
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法によるFIT制度下において東北電力株式会社との間に締結された「電力受給契</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



	<p>約書」に基づき、電力の受給開始後20年間に於いて固定価格での買取が決定しています（ただし、同法第3条第8号等の場合はその限りではありません）。</p> <p>本事業において使用されている太陽光パネルは多結晶シリコンであり、太陽光パネルメーカーの出力保証、及び米再生可能エネルギー研究所（NREL）のデータ等から総合的に判断して、出力低下率は1年目：0.0%、2年目以降：前年比-0.5%/年と見積りました。PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されています。立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められません。適切な維持管理項目に基づいて発電所を管理することにより安定的な売電収益が見込まれます。上記により、売電開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断されます。</p>
--	--

S-23 三重平生太陽光発電所

インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要	
意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	<p>環境とエネルギーのコンサルタントとして、1980年代初期より再生可能エネルギー関連業務に取り組み、全国風況マップの作成、再生可能エネルギー導入に係る実現可能性調査（Feasibility Study）、風況・太陽光発電量シミュレーション等、多様な分野において実績を重ねてきました。</p> <p>特に金融機関等を対象としたプロジェクト・ファイナンスに関連した技術デューデリジェンスの分野においては国内でも有数の実績を誇っています。</p> <p>本発電所と同様の大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、350件以上、合計出力容量約3.0GWの業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれています。</p> <p>また太陽光発電事業だけではなく、その他再生可能エネルギー発電事業（風力発電事業、水力発電事業、バイオマス発電/廃棄物発電）の技術デューデリジェンスの他、地熱発電に係る環境デューデリジェンスの分野等においても実績を有しています。</p>
意見書記載者の独立性に係る説明	<p>本意見書作成時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もありません。以上より、投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているということが出来ます。</p> <p>また、親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はありません。</p>
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	<p>本発電所は、再エネ特措法に基づき、2014年3月20日に設備認定を受けています（経済産業省20140228中部第1503号）。また、2017年8月4日付で中部電力株式会社との間に電力の受給開始日を2017年11月27日とする「電力受給契約の一部変更契約書」が締結されています。なお、中部電力株式会社からの2018年3月分の「購入電力量のお知らせ」を確認することにより本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけました。</p>
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	<p>本発電所の実績売電収益について、中部電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づいて2017年11月から2018年3月分の実績売電収益について確認しました。</p>
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	<p>本発電所は既に稼働済みであり、電力の受給開始日から2018年3月現在において既に収益が得られています。</p>
利益の計上が見込まれる時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、テクニカルレポートの期待発電量P50値を採用しています。また実績発電量との比較として2018年3月分を確認し、乖離のないことを確認しました。また太陽光発電所の稼働及び維持管理に必要な主な運営費用は、維持管理費、水道光熱費、修繕費、償却資産税、損害保険料、その他費用、資本的支出が想定されます。上記収益から費用を差し引くことにより、</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



	本発電所においては、本投資法人の資産取得日より利益計上が可能であると結論づけました。
将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法によるFIT制度下において中部電力株式会社との間に締結された「電力受給契約書」に基づき、電力の受給開始後20年間に於いて固定価格での買取が決定しています（ただし、同法第3条第8号等の場合はその限りではありません）。</p> <p>本事業において使用されている太陽光パネルは多結晶シリコンであり、太陽光パネルメーカーの出力保証、及び米再生可能エネルギー研究所（NREL）のデータ等から総合的に判断して、出力低下率は1年目：0.0%、2年目以降：前年比-0.5%/年と見積りました。PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されています。立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められません。適切な維持管理項目に基づいて発電所を管理することにより安定的な売電収益が見込まれます。上記により、売電開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断されます。</p>

S-24 一関市金沢第二太陽光発電所

インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要	
意見書作成者	イー・アンド・イーソリューションズ株式会社
意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景	<p>環境とエネルギーのコンサルタントとして、1980年代初期より再生可能エネルギー関連業務に取り組み、全国風況マップの作成、再生可能エネルギー導入に係る実現可能性調査（Feasibility Study）、風況・太陽光発電量シミュレーション等、多様な分野において実績を重ねてきました。</p> <p>特に金融機関等を対象としたプロジェクト・ファイナンスに関連した技術デューデリジェンスの分野においては国内でも有数の実績を誇っています。</p> <p>本発電所と同様の大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、350件以上、合計出力容量約3.0GWの業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれています。</p> <p>また太陽光発電事業だけでなく、その他再生可能エネルギー発電事業（風力発電事業、水力発電事業、バイオマス発電/廃棄物発電）の技術デューデリジェンスの他、地熱発電に係る環境デューデリジェンスの分野等においても実績を有しています。</p>
意見書記載者の独立性に係る説明	<p>本意見書作成時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もありません。以上より、投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているということが出来ます。</p> <p>また、親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はありません。</p>
意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）	<p>本発電所は、再エネ特措法に基づき、2015年3月3日に設備認定を受けています（経済産業省20150130東北第178号）。また、2017年7月20日付で東北電力株式会社との間に電力の受給開始日を2017年7月31日とする「電力受給契約確認書」が締結されています。なお、東北電力株式会社からの2018年3月分の「購入電力量のお知らせ」を確認することにより本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけました。</p>
意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況	<p>本発電所の実績売電収益について、東北電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づいて2017年7月から2018年3月分の実績売電収益について確認しました。</p>
収益の計上が見込まれる時期及びその根拠（収益の計上見込額を含む）	<p>本発電所は既に稼働済みであり、電力の受給開始日から2018年3月現在において既に収益が得られています。</p>
利益の計上が見込まれる	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、テクニカルレポートの期</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

<p>時期及びその根拠（利益の計上見込額を含む）</p>	<p>待発電量P50値を採用しています。また実績発電量との比較として2018年3月分を確認し、乖離のないことを確認しました。また太陽光発電所の稼働及び維持管理に必要となる主な運営費用は、維持管理費、水道光熱費、修繕費、償却資産税、損害保険料、その他費用、資本的支出が想定されます。上記収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、本投資法人の資産取得日より利益計上が可能であると結論づけました。</p>
<p>将来の収益状況が安定的と見込まれる旨の説明</p>	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法によるFIT制度下において東北電力株式会社との間に締結された「電力供給契約書」に基づき、電力の供給開始後20年間に於いて固定価格での買取が決定しています（ただし、同法第3条第8号等の場合はその限りではありません）。</p> <p>本事業において使用されている太陽光パネルは多結晶シリコンであり、太陽光パネルメーカーの出力保証、及び再生可能エネルギー研究所（NREL）のデータ等から総合的に判断して、出力低下率は1年目：0.0%、2年目以降：前年比-0.5%/年と見積りました。PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されています。立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められません。適切な維持管理項目に基づいて発電所を管理することにより安定的な売電収益が見込まれます。上記により、売電開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断されます。</p>

S-25 宮城登米市米川太陽光発電所

<p>インフラ投資資産の収益性に係る意見書及びインフラ投資資産の収益継続性に係る意見書の概要</p>	
<p>意見書作成者</p>	<p>イー・アンド・イーソリューションズ株式会社</p>
<p>意見書記載者が専門的知識を有すると考えられる背景</p>	<p>環境とエネルギーのコンサルタントとして、1980年代初期より再生可能エネルギー関連業務に取り組み、全国風況マップの作成、再生可能エネルギー導入に係る実現可能性調査（Feasibility Study）、風況・太陽光発電量シミュレーション等、多様な分野において実績を重ねてきました。</p> <p>特に金融機関等を対象としたプロジェクト・ファイナンスに関連した技術デューデリジェンスの分野においては国内でも有数の実績を誇っています。</p> <p>本発電所と同様の大規模太陽光発電事業に対する技術デューデリジェンスについては、350件以上、合計出力容量約3.0GWの業務実績を有しており、その業務内容においては、インフラ投資資産の評価に共通する分野である太陽光発電施設の技術的信頼性、システムの妥当性、建設及び維持管理契約の内容の妥当性、費用・事業採算性の妥当性、遵法性・手続きの妥当性、環境十全性等に係る評価等が含まれています。</p> <p>また太陽光発電事業だけでなく、その他再生可能エネルギー発電事業（風力発電事業、水力発電事業、バイオマス発電/廃棄物発電）の技術デューデリジェンスの他、地熱発電に係る環境デューデリジェンスの分野等においても実績を有しています。</p>
<p>意見書記載者の独立性に係る説明</p>	<p>本意見書作成時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係はなく、利害関係もありません。以上より、投資法人、資産運用会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者からの独立性を有しているということが出来ます。</p> <p>また、親会社であるDOWAエコシステム株式会社及び持株会社であるDOWAホールディングス株式会社についても、本意見書作成日時点において、本意見書に関連する特定の投資法人、管理会社、オペレーター、スポンサー及び幹事取引参加者との間に資本関係及び利害関係はありません。</p>
<p>意見内容の前提条件（インフラ投資資産の稼働見込みの状況等）</p>	<p>本発電所は、再エネ特措法に基づき、2015年6月16日に設備認定を受けています（経済産業省20150608東北第34号）。また、2017年12月14日付で中部電力株式会社との間に電力の供給開始日を2017年12月25日とする「電力供給契約確認書」が締結されています。なお、東北電力株式会社からの2018年3月分の「購入電力量のお知らせ」を確認することにより本発電所は稼働を開始し、電力会社への売電を開始していると結論づけました。</p>
<p>意見書の対象となるインフラ投資資産の足元の収益の状況</p>	<p>本発電所の実績売電収益について、中部電力株式会社からの「購入電力量のお知らせ」に基づいて2017年12月から2018年3月分の実績売電収益について確認しました。</p>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



RENEWABLE JAPAN

<p>収益の計上が見込まれる 時期及びその根拠（収益の 計上見込額を含む）</p>	<p>本発電所は既に稼働済みであり、電力の受給開始日から2018年3月現在において既に収益が得られています。</p>
<p>利益の計上が見込まれる 時期及びその根拠（利益の 計上見込額を含む）</p>	<p>予測売電収益算定の基礎となる期間の発電量については、テクニカルレポートの期待発電量P50値を採用しています。また実績発電量との比較として2018年3月分を確認し、乖離のないことを確認しました。また太陽光発電所の稼働及び維持管理に必要となる主な運営費用は、維持管理費、水道光熱費、修繕費、償却資産税、損害保険料、その他費用、資本的支出が想定されます。上記収益から費用を差し引くことにより、本発電所においては、本投資法人の資産取得日より利益計上が可能であると結論づけました。</p>
<p>将来の収益状況が安定的 と見込まれる旨の説明</p>	<p>本発電所における発電電力の買取価格は、再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法によるFIT制度下において東北電力株式会社との間に締結された「電力受給契約書」に基づき、電力の受給開始後20年間に於いて固定価格での買取が決定しています（ただし、同法第3条第8号等の場合はその限りではありません）。</p> <p>本事業において使用されている太陽光パネルは多結晶シリコンであり、太陽光パネルメーカーの出力保証、及び米再生可能エネルギー研究所（NREL）のデータ等から総合的に判断して、出力低下率は1年目：0.0%、2年目以降：前年比-0.5%/年と見積りました。PCSについては、定期点検を行う等の適切なメンテナンスを行うことで、特段の性能劣化は生じないと判断され、本発電所においては、定期的な点検及び定期的な部品等の交換が予定されています。立地環境についても特段の腐食、劣化を促進する要素は認められません。適切な維持管理項目に基づいて発電所を管理することにより安定的な売電収益が見込まれます。上記により、売電開始後20年目においても、本発電所は収益を計上可能であると判断されます。</p>

11. 取得予定資産のリスク管理方針への適合状況

各取得予定資産については、事業リスク、市況、景気、需要変動リスク、特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク、信用リスク（利用者限定リスク）、流動性リスク、制度変更リスク、その他のリスクに係る潜在的リスクがありますが、本管理会社は、本管理会社の「リスク管理方針」に基づき、適切なリスク管理を実施します。

以上

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.rjif.co.jp/>

<添付資料>

参考資料 本投資法人のポートフォリオ一覧（取得予定資産取得後）

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



参考資料 本投資法人のポートフォリオ一覧（取得予定資産取得後）

物件番号	区分	物件名称	所在地（注1）	取得（予定）価格（百万円）（注2）	投資比率（%）（注3）
S-01	太陽光発電設備等	一関市金沢太陽光発電所	岩手県一関市	3,950	19.6
S-02	太陽光発電設備等	伊勢市柏町西ノ野太陽光発電所	三重県伊勢市	705	3.5
S-03	太陽光発電設備等	東洋町メガソーラー発電所	高知県安芸郡東洋町	885	4.4
S-04	太陽光発電設備等	気仙沼市本吉町太陽光発電所	宮城県気仙沼市	390	1.9
S-05	太陽光発電設備等	松阪市飯高町太陽光発電所（南北）（注4）	三重県松阪市	605	3.0
S-06	太陽光発電設備等	佐田太陽光発電所	三重県度会郡玉城町	235	1.2
S-07	太陽光発電設備等	岡山高梁太陽光発電所	岡山県高梁市	765	3.8
S-08	太陽光発電設備等	津高野尾太陽光発電所	三重県津市	722	3.6
S-09	太陽光発電設備等	北斗市本町太陽光発電所	北海道北斗市	469	2.3
S-10	太陽光発電設備等	山元第一太陽光発電所	宮城県亘理郡山元町	1,050	5.2
S-11	太陽光発電設備等	神栖太陽光発電所	茨城県神栖市	463	2.3
S-12	太陽光発電設備等	亀山市白木町太陽光発電所	三重県亀山市	570	2.8
S-13	太陽光発電設備等	鈴鹿市住吉町A・B太陽光発電所（注4）	三重県鈴鹿市	596	3.0
S-14	太陽光発電設備等	山神太陽光発電所	三重県度会郡玉城町	131	0.7
S-15	太陽光発電設備等	豊田田畑太陽光発電所（注4）	愛知県豊田市	559	2.8
S-16	太陽光発電設備等	大分県宇佐市1号・2号太陽光発電所（注4）（注5）	大分県宇佐市	1,576	7.8
S-17	太陽光発電設備等	多気町野中太陽光発電所	三重県多気郡多気町	414	2.1
S-18	太陽光発電設備等	北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所（注4）	北海道芦別市	1,517	7.5
S-19	太陽光発電設備等	北海道苫小牧市柏原太陽光発電所	北海道苫小牧市	837	4.2
S-20	太陽光発電設備等	宮城泉区実沢太陽光発電所	宮城県仙台市泉区	1,079	5.4
S-21	太陽光発電設備等	三重伊勢市赤目太陽光発電所	三重県伊勢市	846	4.2
S-22	太陽光発電設備等	三重伊勢市岡山太陽光発電所	三重県伊勢市	351	1.7
S-23	太陽光発電設備等	三重平生太陽光発電所	三重県度会郡度会町	265	1.3
S-24	太陽光発電設備等	一関市金沢第二太陽光発電所	岩手県一関市	866	4.3
S-25	太陽光発電設備等	宮城登米市米川太陽光発電所	宮城県登米市	270	1.3
合計			—	20,117	100.0

（注1）「所在地」は、各取得資産及び各取得予定資産に係る太陽光発電設備が設置されている土地（複数ある場合にはそのうちの一つ）の登記簿上の記載に基づいて記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出席出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。



(注2)「取得（予定）価格」は、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注3)「投資比率」は、小数第2位以下を四捨五入した数値を記載しています。

(注4) 松阪市飯高町太陽光発電所（南北）、鈴鹿市住吉町A・B太陽光発電所及び大分県宇佐市1号・2号太陽光発電所については、個別に設備認定を取得した2ヶ所の発電所から、豊田田太太陽光発電所については4ヶ所の発電所から、北海道芦別市1号・2号・3号太陽光発電所については3ヶ所の発電所から構成されていますが、各発電所が、共通の所有者の所有する近隣の土地に設置されていることに鑑み、一体として取り扱うこととし、一つの物件として取得しています。

(注5) 大分県宇佐市1号・2号太陽光発電所は、OITA USA1号太陽光発電所及びOITA USA2号太陽光発電所との名称でそれぞれ設備認定を取得しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内インフラ資産（太陽光発電所）の取得及び貸借に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。